

官報

号外 昭和二十八年十一月三日

○第十七回 衆議院會議錄第六号

昭和二十八年十一月三日(火曜日)

議事日程 第六号

午後一時開議

第一 社会保険審査会委員長及び同委員任命につき事後承認の件
第二 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日(の)會議に付した事件

日韓問題解決促進に関する決議案

(佐藤榮作君外六十二名提出)

日程第二 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求むるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する

る議定書の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特

別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(水害地緊急対策特別委員長提出)

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)

午後四時十三分開議
○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

日韓問題解決促進に関する決議案
(佐藤榮作君外六十二名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、佐藤榮作君外六十二名提出、日韓問題解決促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日韓問題解決促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を説明を許します。田口長治郎君。

日韓問題解決促進に関する決議案

日韓問題解決促進に関する決議案

大韓民国政府は、昨年一月大統領宣言を以て所謂李承晩ラインなる一線を画し、領海を不当に拡張し歴史

上明白に日本領土たる竹島をも恰かも韓国領土なるが如く強弁し、更に

本年九月以来公海において漁撈する日本漁船を所謂李承晩ライン侵入の

理由をもつてこれを拿捕するの暴挙

に出で、その数は今日まで政府公船

を含めて四十一隻乗組員四百八十四

名に達し、直接被害者たる、被拘留

者、出漁不能に焦慮する漁業者並び

にその家族の心情を思うとき、真に

同情に堪えないものがある。

依つて、本院は所謂李承晩ラインが國際法上わが國漁民が当然に保有する權益を侵害するものなることを確認し、その主張を堅持すると同時に、差当り早急を要する被拘留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護処置を請じ、盛漁期を控えて待機する多数漁業者の出漁を可能ならしめるため、政府は、この未曾有の暴挙に対し世界の輿論を喚起するとともに急遽且つ適切な外交的措置を講ずることを要する。

右決議する。

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 ただいま議題となりました日韓問題解決促進に関する決議案提出の趣旨につきまして、各党を代表いたしまして簡単に御説明いたします。

まず決議案を朗読いたします。

日韓問題解決促進に関する決議案
大韓民国政府は、昨年一月大統領宣言を以て所謂李承晩ラインなる一線を画し、領海を不当に拡張し歴史

上明白に日本領土たる竹島をも恰かも韓国領土なるが如く強弁し、更に

本年九月以来公海において漁撈する日本漁船を所謂李承晩ライン侵入の

理由をもつてこれを拿捕するの暴挙

に出で、その数は今日まで政府公船

を含めて四十一隻乗組員四百八十四

名に達し、直接被害者たる、被拘留

者、出漁不能に焦慮する漁業者並び

にその家族の心情を思うとき、真に

同情に堪えないものがある。

依つて、本院は所謂李承晩ラインが國際法上わが國漁民が当然に保有する權益を侵害するものなることを確認し、その主張を堅持すると同時に、差当り早急を要する被拘留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護処置を請じ、盛漁期を控えて待機する多数漁業者の出漁を可能ならしめるため、政府は、この未曾有の暴挙に対し世界の輿論を喚起するとともに急遽且つ適切な外交的措置を講ずることを要する。

右決議する。

年九月以来公海において漁撈する日本漁船を所謂李承晩ライン侵入の理由をもつてこれを拿捕するの暴挙に出、その数は今日まで政府公船を含めて四十一隻乗組員四百八十四名に達し、直接被害者たる、被拘留者、出漁不能に焦慮する漁業者並びにその家族の心情を思うとき、真に同情に堪えないものがある。

依つて、本院は所謂李承晩ラインが国際法上わが国漁民が当然保有する権益を侵害するものなることを確認し、その主張を堅持すると同時に、差当り早急を要する被拘留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護処置を請じ、盛漁期を控えて待機する多数漁業者の出漁を可能ならしめるため、政府は、この未曾有の暴挙に対し世界の輿論を喚起することにも急速且つ適切な外交的措置を講ずることを要する。

右決議する。

そも、日韓漁業紛争の問題は、昨二十七年一月十九日、突如として李承晩大統領が海洋主権宣言なるものを発し、朝鮮半島周辺の公海に、日本領土竹島を含む広大な海域に一線を画して国家の主権を行使するといふいわゆる李承晩ラインなるものを設定し、日本漁船の漁業を禁止したことに始まつたのであります。日本政府は、ただちにこの不当なる措置に抗議して反省を促し、その撤回を求めたのであります

が、韓国政府は、どうもその態度を改めようとせず、多くの漁船の拿捕拘留を繰返し、遂に去る九月七日には、二十四時を期して同水域内全日本漁船の退去を通告して来たのであります。しかして、なお退去しないものには、韓国政府は海軍艦艇の実力行使をもあえてしその目的を達せんとする峻烈な措置の強行を声明するとともに、ただちにこれを実行に移したのであります。現在まで、これが犠牲となり、拿捕拘留されておる漁船及び乗組員は、四十一隻、五百数名に上つております。しかも、これら拿捕船員中六十九名はいまだその所在不明のため、郷土にありては、その家族が生きていることだけでも何とか調査してくださないと合掌する姿を見ては、まことに涙なきを得ないのであります。仄聞するところによれば、抑留された乗組員は、一方的裁判によつて、例外なく体刑を科され、獄舎に投ぜられ、人道に許されないような悲惨なる環境に置かれてゐるのであります。また、漁船漁具はもちろ

ん、漁獲物の一切は没収するとの判決を下してゐるのであります。そも、当漁場は、明治時代から日本漁業者が営々として開発した漁場でありまして、千葉以西の太平洋の各府県はもとより、石川県以西の日本海岸各県の漁船が競つて出漁してゐる好漁場でありまして、毎年二千隻の漁船と四万人の漁業者の職場であり、その漁獲高は年間二十数万トン、金額にして百三十億円に及ぶ大衆魚を水揚げして、大阪、京都、神戸を初め、西日本一帯にわたり、約四千万人の国民に對し低廉なる動物蛋白を提供いたしておる次第であります。従つて、本漁場に出漁することができなくなれば、ひかりでなく、国民の保健上、はたまた日本食糧問題にもゆゆしき關係を有する次第でありまして、まことに重大視せざるを得ないのであります。

本米、公海の魚族は人類共有のもので、万人が公平に利用し得べきものであります。いな、公海の天然資源の保護増殖をはかり、これを最大限に利用することこそ、われわれの理想であり、また水産日本に課せられた使命と言わなければなりません。この意味におきまして、われわれは、国際公法を無視する韓国の一方的措置については、断じてこれを排撃せざるを得ないのであります。

しかしながら、韓国は、独立後日なお強く、朝鮮事変により国土は極度に荒廃している現状であり、民心の安定を欠いていることも想像にかたくないのであります。従つて、われわれといひ、日韓両国民相携えて水産資源を保護し、西国の発展と共存共栄に資すべきことを念願として参つたのであります。この意味において、政府をして外

交交渉による早期解決をはかるべく日韓会談を再開せしめ、誠意ある交渉を始めたのであります。が、韓国側は、会談の本筋に入らず、わずかに二回の交渉をもつて、去る十月二十一日遂に会談を決裂に至らしめたことは、われわれの遺憾とするところであります。しかしながら、本問題は国家の自立と引きつり重大でありますから、理由のいかんを問はず、現下の事態を一日も放任できないのであります。ことに、近づく盛漁期を控へまして、罪なき多数の抑留漁民の安否はもとより、その家族の焦慮のほどは察するに余りあるものがあります。一面、同海区は以西底びき網漁業及びトロール漁業の最盛期を控え、これが漁獲の激減が国民生活に直接重大なる影響を及ぼす事実を考へますれば、いかにしても漫然として時日を費すことを許さないのであります。

よつて、われわれは、いわゆる李承晩ラインが国際法上確立された公海自由の原則に違反するものなることを確認し、その主張を堅持するとともに、さしあたり早急を要する抑留者の釈放、漁船の返還及び留守家族の援護措置並びに盛漁期を控えて待機する多数漁業者の出漁を可能ならしめるため、政府に對し適切かつ急速なる措置を要望するものであります。何とぞ各位の御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(堤康次郎君) 起立議員。よつて本案は全会一致可決いたしました。(拍手)

○荒船清十郎君 日程第一は延期されんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第二 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第二、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(報告を求めます。農林委員長井出太郎君)。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭和二十八年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年一月十八日」を「昭和二十九年七月十八日」に、「昭和二十九年一月十九日」を「昭和二十九年七月十九日」に改める。

第二条中「昭和二十九年二月十九日」を「昭和二十九年八月十九日」に、「昭和二十九年二月二十日」を「昭和二十九年八月二十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【井出一太郎君登壇】

○井出一太郎君 ただいま議題と相なりました。内閣提出、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林委員

会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

過ぐる第十六回国会におきまして、農業委員会制度の根本的改正に関連し延期せられておりました市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期は、それ、来年一月十九日及び二月二十日に満了し、法律上、任期満了前三十日以内に選挙を行わなければならないのであります。しかるに、今年

は凍霜害、水害、風水害、冷害等相次ぐ天候不順のため稲の成育が遅れ、収穫も激減いたしますので、米穀の供出割当及び集荷は相当遅延と困難が予想されるのであります。従いまして、これが當に農業委員が本年産米の供出事務の中途において交代いたしますことは、食糧確保上種々支障を来すおそれがございしますので、この際その任期をそれ、六箇月延長することにより、本年産米供出の円滑なる遂行に資する目的をもちまして、ここに本法案を提出されることとなつたのであります。

本法案は十月三十一日本農林委員会に付託となり、同日篠田農林政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました上、十一月二日質疑に入り、その際、川俣、足鹿、金子、芳賀の各委員から御発言がありました。特に川俣委員から、農業委員会法等が現行法のまま運営されるにおいては、当然これに伴う予算の補正をなすべきではないか

との意見が開陳され、これに対し政府委員より、検討の上補正を行うとの答弁がありました。

同日質疑を終了後、討論を省略し採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

昭和二十八年十一月三日 衆議院會議第六号 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求め

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件を議決するに御異議ありませんか。

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めの件

を含む。の行使は、この議定書の附屬書に掲げる規定によつて規律される。

附屬書に掲げる規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する一般的協定が締結されるときは、同協定に統合される。

この議定書は、日本国政府、統一司令部として行動するアメリカ合衆国政府並びに千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣した国の政府によつて署名される。この議定書は、これらの署名国について千九百五十年十月二十九日に効力を生ずる。

この議定書は、その最初の効力発生の後は、前記の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したか又は將來派遣する他のいずれの国の政府に対しても、日本国政府の同意を条件として、署名のために開放される。この議定書は、前記の派遣国については、別段の合意がない限り、その署名の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、この議定書の當時国政府の代表者は、このために

正当な委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十三年十月二十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。本書は、日本国政府の記録に寄託する。その認証書は、同政府によつて各署名国政府に送付される。

附屬書

刑事裁判権に関する条項

1 この条項の規定に従ふことを条件として、

(a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服するすべての者に対し当該国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができものについて、裁判権を有する。

2 (a) 派遣国の軍当局は、当該派遣国の軍法に服する者に対し、当該国の法令によつて罰することができ罪で日本国の法令によつては罰することができないもの(当該派遣国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、国際連合の軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができ罪で当該派遣国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) この条項の2及び3の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為(サボタージュ)、

ち、い、報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 派遣国の軍当局は、次の罪については、国際連合の軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら当該国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら当該国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは当該国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払ふなければならない。

4 この条項の前諸項の規定は、派遣国の軍当局が日本国の国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、それらの者が当該派遣国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、日本国の領域内における国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡について、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局に対し、当該派遣国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき派遣国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が当該派遣国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、当該派遣国が引き継ぎ行ふものとする。

6 (a) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡を含む。)について、相互に援助しなければならない。但し、それらの物件の引渡は、引き渡す当局が定める期間内に還付されることを条件として行ふことができる。

(b) 日本国の当局及び派遣国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、派遣国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、派遣国の軍当局がこの条項の規定に基いて日本国の領域内で言ひ渡した自由刑の執行について派遣国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払ふなければならない。

8 被告人となつた者がこの条項の規定に従つて日本国の当局又は派遣国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、この議定書の当事国たる他の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、派遣国の軍当局が派遣国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基いて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 国際連合の軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、国際連合の軍隊の施設において警察権を行つて権利を有する。前記の軍隊の軍事警察は、それらの施設において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが出来る。
- (b) 前記の施設の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとす、その使用は、国際連合の軍隊の構成員の間の規律及び秩序

の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 千九百五十二年二月二十八日に東京で署名されて、千九百五十三年九月二十九日に東京で署名された議定書によつて改正された日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の行政協定第十七条の規定が更に改正されたときは、この議定書の当事国は、協議を行つた後、この条項の相当規定に同様の改正を行うものとする。但し、当該派遣国の軍隊が、行政協定の前記の改正をもたらした事情と同様の事情の下にある場合に限る。

刑事裁判権に関する条項について合意された公式議事録

1 (a) 及び 2 (a) に関し、派遣国の軍法に服する者の範囲は、派遣国政府が合同会議を通じて日本国政府に通知しなければならぬ。

2 (c) に関し、派遣国政府は、日本国政府に対し、日本国政府は、派遣国政府に対し、2 (c) に掲げる安全に対するすべての罪に関する詳細及び自国の現行法の規定でそれらの罪を定めるものを通報しなければならぬ。

3 (a) (ii) に関し、国際連合の軍隊の構成員又は軍属が起訴された場合において、その起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中の行為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官又は指揮官に代るべき者が発行したものは、反証がない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の充分な証拠資料となる。

前項の陳述は、いかなる意味においても、日本国の刑事訴訟法第三百十八条を害するものと解釈してはならない。

3 (c) に関し、

1 裁判権を行使する第一次の権利の放棄に関する相互の手続は、合同会議が決定するものとする。これらの手続は、日米行政協定の下における合同委員会が採択する手続と同様のものでなければならぬ。

2 日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を放棄した事件の裁判及び (a) (ii) に定める罪で日本国又は日本国民に対して犯されたものに係る事件の裁判は、別段の取極が相互に合意されない限り、日本国において、犯罪が行われたと認められる場所から適当な距離内で、直ちに行わなければならない。日本国の当局の代表者は、その裁判に立ち合うことができる。

4 に関し、

派遣国及び日本国の二重国籍者で、派遣国の軍法に服しており、且つ、派遣国が日本国に入れたものは、4 の適用上、日本国民とみなさず、派遣国国民とみなす。

5 に関し、

1 日本国の当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について、国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で派遣国の軍法に服するものを犯人として逮捕したときは、その犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除く外、当該犯人を釈放して、派遣国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。但し、日本国の当局がその犯人を取り調べる事ができることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べる事ができるようにしなければならない。派遣国の当局は、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人を起訴した時にその犯人の身柄を日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 派遣国の軍当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利

を有するすべての事件について、国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕を直ちに日本国の当局に通告するものとする。

9 に関し、

1 本項 (a) から (e) までに掲げる権利は、日本国憲法の規定により、日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して保障されている。これらの権利の外、国際連合の軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の裁判権の下に起訴されたものは、日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して日本国の法律が保障するその他の権利を有する。前記のその他の権利は、日本国憲法により保障されている次の権利を含む。

(a) その者は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を手えられなければならない。抑留又は拘禁されない。また、その者は、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人が出席する公開の法廷で示さなければならない。

(b) その者は、公平な裁判所の

公開裁判を受ける権利を有する。

(c) その者は、自己に不利益な供述を強要されない。

(d) その者は、すべての証人を審問する機会を充分に与えられる。

(e) その者は、残虐な刑罰を科せられることはない。

2 派遣国の当局は、要請すれば、いつでも、当該国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の権限の下に拘禁されているものに接見する権利を有する。

3 派遣国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の裁判権に基いて起訴されたものの裁判に当該派遣国政府の代表者が立ち会ふことに關する(8)のいかなる規定も、裁判の公開に關する日本国憲法の規定を害するものと解釈してはならない。

10(a)及び10(b)に關し、

1 国際連合の軍隊の軍当局は、通常、国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設内ですべての逮捕を行うものとする。このことは、国際連合の軍隊の権限のある当局が同意する場合又は重大な罪を犯した現行犯人を追跡し

ている場合において日本国の当局が前記の施設内において逮捕を行うことを妨げるものではない。

日本国の当局が逮捕すること希望する者で国際連合の軍隊の裁判権に服さないものが、国際連合の軍隊により使用されている施設内にある場合には、国際連合の軍隊の軍当局は、日本国の当局の要請によりその者を逮捕することを約束する。国際連合の軍隊の軍当局により逮捕された者で国際連合の軍隊の裁判権に服さないものは、すべて、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

国際連合の軍隊の軍当局は、施設の近傍において、当該施設の安定に對する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従つて逮捕することが出来る。これらの者で国際連合の軍隊の裁判権に服さないものは、すべて、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 日本国の当局は、通常、国際連合の軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問はず国際連合の軍隊の

財産について、捜索、差押又は検証を行う権利を行使しない。但し、国際連合の軍隊の権限のある当局が日本国の当局によるこれらの捜索、差押又は検証に同意した場合は、この限りでない。

国際連合の軍隊が使用している施設内にある者若しくは財産又は日本国にある国際連合の軍隊の財産について捜索、差押又は検証を行うことを日本国の当局が希望するときは、国際連合の軍隊の軍当局は、要請により、その捜索、差押又は検証を行うことを約束する。これらの財産で派遣国政府又はその附屬機関が所有し、又は利用する財産以外のものについて裁判が行われたときは、関係派遣国の当局は、それらの財産を裁判に従つて処理するため日本国の当局に引渡すものとする。

この条項の適用に關し、この条項の規定は、この条項の効力発生前に犯されたいかなる罪にも適用されない。

この条項の実施に關し、この条項及び議事録の実施は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十三年九月二十九日付

の議定書及び合意された公式議事録の実施と同様でなければならない。

日本国外務大臣

岡崎 勝男

日本国法務大臣

犬養 健

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

ジョン・M・アリソン

日本国駐在オーストラリア連邦特命全權大使

E・ロナルド・ウォーカー

日本国駐在カナダ特命全權大使

R・W・メイヒュー

日本国駐在ニュー・ジールランド代理公使

R・L・G・チャリス

日本国駐在グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国特命全權大使

エスラー・デニング

日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の締結について承認を求めるの件に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔上塚司君登壇〕

○上塚司君 ただいま上程になりました日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の締結について承認を求めるの件に關

し、外務委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。国際連合軍のわが国における地位を規定する全般的協定を締結するため、昨年七月以降、わが政府は極力努力して参つたのでありますが、刑事裁判権問題及び若干の財政経済問題等につきまして双方の意見が対立し、いまだ妥結を見るに至らなかつたのであります。幸いにして、NATOの協定が本年八月二十三日に発効いたし、これに伴つて日米行政協定の刑事裁判権条項がNATO方式に改訂されましたので、国連軍協定のうち刑事裁判権条項の問題につきましては、かねてのわが方の主張通り、NATOの方式の採用により解決したい旨をわが方より国連軍側に申し入れたのであります。すなわち、国連軍の地位に關する全般的な協定の妥結にはなお多少の時日を要する見込みであります。日米行政協定の刑事裁判権条項の改訂は十月二十九日から実施されますので、この条項のもとにおける同様の刑事裁判権を国連軍についてもすみやかに獲得し、かつ米軍の取扱いと国連軍の取扱いの間に不均衡を生ずることのないように、他の懸案とは切り離しまして、刑事裁判権に關する議定書を締結いたし、これを日米行政協定の改訂実施と同時に発効させることとし、後日全般的な協定の妥結を見た場合これに包含せるといふわが方の申出を国連

軍側も同意したものであります。すなわち、国際連合の軍隊の構成員または軍属が、一、派遣国の財産もしくは安全のみに対する罪、二、派遣国の軍隊の他の構成員、軍属もしくは家族の身体または財産に対する罪、三、公務執行中の作爲または不作為から生じた罪を除き、日本国の当局が第一次の裁判権を有する、という原則が確立されるに至つたのであります。かくて、十月二十六日、わが国と統一司令部としての米国防政府並びにイギリス、カナダ、豪州及びニュージーランドの四箇国政府との間で本議定書に署名が行われたものであります。政府側の説明によりますと、右五箇国のほかに、去る十月二十九日には南アフリカ連邦が署名いたしましたのであります。

本件は、十月三十一日に本委員会に付託されましたので、同日及び十一月一日、二日、三日にわたり慎重に審議を行いました。その詳細なる経過につきましては委員会議録に譲ることいたします。

質疑応答を終りまして討論を行いましたところ、社会党の穂積委員はこれに反対せられ、自由党の福田委員、改進黨の須磨委員、自由党の北委員は本件に賛成せられ、社会党の加藤委員は、本議定書発効後に事後承認を求められるのは憲法の濫用となるおそれがあるから、今後これを前例としないことを希望して賛成せられました。

かくて、討論を終結、採決の結果、本委員会は多数をもつて本件を承認することに決定いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 討論の通告がありました。順次これを許します。穂積七郎君。

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となつております国連軍に対する刑事裁判権行使に関する協定に対して反対の意を表明せんとするものであります。(拍手)簡潔にその理由を申し述べます。

まずわれ／＼は、本協定の国会承認の手續において重大なる欠陥のあることを指摘しなければなりません。本協定は、政府提案の説明にもありますように、去る八月NATO協定が発効し、就いて日米間の行政協定における刑事裁判権に関する改訂が行われたので、これにならつて、今まで無協定状態にあつた国連軍との間にも、まず刑事裁判権に関する大体同様の内容の議定書だけを先んじて締結し、しかも日米間と同様、すでに去る十月二十九日から効力を発生せしめるように決定して、しかる後に事後にたゞいま国会の承認を求められておるのであります。一般国内法に優先する国際条約の締結には、事前に国会の承認を求むべきことは、わが国憲法の基本的なる建前であるのであります。(拍手)この建

前を無視して、事前に国会を開くべきであり、しかもまた開き得る状態に十分あつたにかかわらず、恬然として事後に国会の承認を求むることは、ここにおいて、現政府の憲法を無視した、国会を軽視する非民主主義的な独善的態度を露呈されておるのであります。(拍手)かかる悪い実績を次々につくり上げて行こうとする悪意ある政府の態度に対しては、われ／＼は断じてこれを容認することはできないのであります。

さらに、ここに内容的にもわれ／＼の見るがすこのでできないことは、この協定はただに刑事裁判権のみのとりきめに終るものではありません。この議定書の締結は、当然国連軍のわが国における駐屯を認め、その地位を規定する、いわば日米間における安全保障条約並びに行政協定に相当するような一般的な親条約の締結が予想されておるのであります。現に議定書第十一項には、日米行政協定と本協定が自動的に結びつけられて、国連軍に対して行政協定並の地位を与えておるのであります。そうであるなら、派生したこの子供の条約の是非の審議は、当然親条約の内容との関連においてのみ初めてその審議が可能なのであります。政府は、ただいま交渉を進めておる親条約の締結とともに、このたびの協定の基盤ともなりました日米行政協定の改訂の内容をも説明いたしまして、それら

を同時に国会の審議にかけるのが当然であります。しかるに、これをやつていない。われ／＼は、ただ政府に反対するためではないのであります。国会の良心と責任において、このような独善的な、かたわな条約の提案には賛成するわけには行かないのであります。(拍手)しかも、政府の交渉の経過の説明を聞くならば、この協定を相手方に承認させるためには、相手方の要求である財政経済上の負担をわが方が承認することを親条約に入れて結ばなければならぬようなはめに陥つておるのであります。従つて、なおさら、この場合におきましては、親条約を見ずして審議することはとうていできないのであります。

次に、われ／＼は、現在の国連軍軍隊がわが国に駐屯することについて、政府のよう、むやみにありがたがつて、うのみにすることはできないのであります。もとより、われ／＼は、国連に協力することにどうもやぶさかなるものではありません。また、一般的にその集団安全保障に反対するといふような考え方を毛頭持つておるものではないとせん。しかし、現在わが国に国連軍の駐屯いたしますことは、さきの吉田・アチソン書簡によりまして、一九五〇年の夏以来朝鮮戦争に参加いたしました国連関係各国の軍隊の駐屯を許し、これに協力する義務を負つておるのであります。この出兵

は、国連を一方的に利用せんとするアメリカの、しかも愚劣きわまるマッカーサーの武力作戦の要請によつて出兵せしめられたものであります。出兵いたしました国連加盟各国も迷惑がつて来ましたが、近隣国であるわが国にとりましては、まづたく迷惑しごくな、招かざるお客様であつたのであります。(拍手)

岡崎外務大臣は、先般の外務委員会におきまして、わが国に国連が駐屯しておる、そのために朝鮮戦争の波及を防いでくれた、防波堤になつたと、驚くべきことを言つておられますが、われわれの認識によりますならば、朝鮮の戦火がわが国の国民生活に飛火することを防いでくれたのは、日本の政府の力でもない、国連軍の力でもないであります。それはまさに、マッカーサーを首にいたしまして、その無謀なる作戦を停止せしめました英米労働党内閣の平和外交政策がこれをなしたものであります。(拍手)このようなことは、日本の吉田政府以外の世界各国の間におきまして衆目の見る事実であります。朝鮮戦争の停止いたしました今日、われ／＼は一日も早く国連軍の諸君が日本から引揚げられることをこいねがつておるのであります。(拍手)

このような国連軍に、いまさらながら長期の駐屯を許し、また必要あらばいつでもやつて来ることをできるような道を開くおそれのある本格的な条約を

結ぶこと自身に、われ／＼は反対せざるを得ないのであります。(拍手)政府並びに保守党の諸君の冷静なる御再考をお願いいたしますのであります。いまだ国連に加盟せざる日本が、国連に対する本格的な権利の主張をなし得ない前に、それに対する義務のみをみずから好んで負う必要はないではありませんか。

最後に、たとい短期暫定でありましても、現に駐屯する国連軍五、六千名の兵隊の月平均三十件内外の犯罪に対する裁判権の問題があります。これは、政府の態度にしてみれば、独立の精神にあらざるならば、何ら心配するところはいらないのであります。無協定の場合同におきましては、言うまでもなく一般国際法に準拠すべきものであり、独立後でありますならば、属地主義によりまして、日本領土内の犯罪は、たとえば先般の神戸におきまして水兵事件にいたしましても、いづれにいたしましても、当然日本の裁判権の及ぶべきこととは明白なところでございます。(拍手)これを先方の言いがかりに對して譲らなければならぬような錯覚を起しますことは、政府がいまだアメリカや欧州からは精神的にすら独立してない証拠であり、当然の国際法上の権利の上に眠るものとわれ／＼は断ぜざるを得ないのであります。(拍手)政府は、韓国にばかり強がりをおこなわないで、少し朝鮮人を見習つて、かつてのア

ジアの侵略者に向つて、もう少し強がりをつけてみてはどうでありませうか。そののみならず、今日までの国連側の主張は、すべてその待遇を米軍並にしるというものであります。今日それらの国々のみずからも結んだNATO協定が発効し、また日米間にも当然なる改訂が行われて、わが方に裁判権があることが確認されました以上、これらの基準にしてわが国の裁判権を行使することに何ら反対する必要はないのでございます。従つて、現実問題の処理のために利害得失の判断からいたしまして、何ら現状のままでも困ることはありません。われ／＼は、本協定をあらがひがつて宣伝いたしております政府の言に、いささかも迷わされる必要を発見することができないのであります。

以上をもつて反対の趣旨をいたします。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 並木芳雄君。
〔並木芳雄君登壇〕
○並木芳雄君 私は、ただいま社会党左派の討論を聞いておりまして、こんな、だれでも、赤ん坊でもわかるような、当然賛成すべき本議案に対して反対の討論をしたので、(が)がっかりした(と)呼ぶ者(あり)がつかかりしたというよりも、あきれてしまつたのであります。討論する気持はなかつたのであります。今、この討論を聞いておりますと、知らない人は本気にしますから、

この際私は、わが改進黨を代表いたしまして、はつきりと賛成の意を表明するのであります。(拍手)
最初に反対の理由にあげられた中に、憲法違反であるという言葉がありましたが、これは憲法の勉強が足りない人が言うことであります。万やむを得ざる場合には、事前でなくとも、事後に国会の承認を求めてもよいことになつておりますので、どうか、ただいま憲法違反であるという討論をされた以上、その点はもう一度再検討をお願いしたいと思います。

第二に、国際連合の裁判管轄権について、親条約ができていないのに、これだけが先に生れてしまつたのはかたわである、このようなことを強調されておりましたけれども、これもまた少し勉強が足りないと思ひます。吉田・アチソン交換公文に、親条約に相当するものがあるのではありません。もちろん、私も、吉田・アチソン交換公文だけで一般協定に代行せしめるといふ姑息な政府のやり方に対して満足はいたしておりません。満足はいたしておられませんけれども、親条約に相当するものはないというように強弁し、断言することが、社会党左派獨特の一方的な独断である。それを私は憤りがゆゑに、あえてここで反駁しておく次第であります。決してこれはかたわでもなければ私生児でもないのであります。吉田・アチソン交換公文でちゃんと母

体があるのであつて、それから生れて来ておる今度の議定書でありますから、この点も、私は、反対の論拠としては全然関連してゐる、こういうふうな反駁する次第であります。

第三の反対の理由にあげられた、国際連合の軍隊の朝鮮における行動について、国連軍というものは、まるで招かれざる客であつて、私も日本としては非常に迷惑だ、こういうふうな討論をなされましたけれども、これは社会党左派とわれ／＼とは認識を異にしますから、世界情勢の認識あるいはイデオロギーを異にしますから、あるいはここで討論をすることは水かけ論になるかもしれませんけれども、私も、国際連合六十数箇国が、北鮮からの朝鮮への侵入を、あれは侵略である。こういう断言をして、そうして警察行動として国連軍の発動になつたといふことは、やはり率直にこれを認めて行かなければならぬことであらうと思ひます。(拍手)これをし

ては、あえて北鮮軍の行動が侵略でないといふ必要はないと思ひます。そこまでは、日本は歓迎しないのに、といふでもないお客さんがやつて来ているといふふうに説いてまわることが、すなわち日本の国民を惑わすゆゑのものである。(拍手)私もこれには、その認識を異にするものであります。朝鮮の動乱といふものはまことに不幸

ではございますが、国連の六十数箇国の決議に基いて、国連軍は多大の犠牲を払つてあそこで戦つており、防戦をしてゐるがために、わが日本は安泰である、こういうふうな私どもは考えざるを得ないのであります。

以上三つの点をあげて社会党左派は反対をせられたけれども、私も、日米行政協定を論議するときにおいて、日米の間とともに、国際連合軍の間の裁判管轄権についても、つとに属人主義から属地主義へといふことを強く政府に要望しておつたのであります。われ／＼の要望にもかかわらず、残念ながら治外法権的な属人主義が採用せられたことは、御同様遺憾であります。それがよくよく、今日われ／＼待望の属地主義が採用せられたといふことは、とにもかくにも日本の主権といふものがそれだけに近くなつて来た、こういうことが言えるのであります。これに社会党左派は反対をするといふのはわからない。現にあな方兄弟分である社会党右派は賛成してゐるのです。(拍手)このごろ社会党の左と右は統一論などといふことを論じ合つておりますけれども、とてもない間違ひであります。社会党左派のよつてもつて立つ認識と、右派が、今日裁判管轄権について条件をつけながら賛成したといふことは、同じ社会党と名乗つておる二つの党でありながら、やは

り右派の方はややおとなになったのではないか。左派の方は依然子供であつて、一向に伸びない。まことに私もは残念に思ふのであります。(拍手)それに比べれば、わが改進黨は良識をもつて、(発言する者多し)わが改進黨は良識をもつて、政府に強く行政協定といふものの改訂を要望しつつ、(どういふことを言つたか呼ぶ者あり)政府に強く行政協定の他の部分についても改訂を要望しつつ、今日喜んでこの裁判官権に關する議定書に賛成をしておるものであります。(拍手)

思へば、本日は文化の日でありまして、この記念すべき文化の日に、われわれは、独立主權を回復する一里塚とも申すべきこの議定書が本院において可決されることは、まことに欣快にたえないところでありまして、ただいまの反対討論が、本日文化の日を残念ながら汚す、根柢なき論議であるといふことを、私は聞いておりました、齒がゆくもあり、残念に思ひましたので、ここに立ち上つて、あえてこれを反駁した次第であります。

これをもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)
○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。(本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。)

(賛成者起立)

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の實施に伴う刑事特別法案(内閣提出)
○荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案、日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の實施に伴う刑事特別法案、右両案を一括議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案、日本国における国際連合の軍隊に對する刑事裁判権の行使に關する議定書の實施に伴う刑事特別法案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。法務委員長小林錦君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十條中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域」に、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、「檢察官若しくは司法警察職員から」を削り、同条に次の一項を加える。

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

第十一條の見出し中「施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属」に改め、同條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族(以下「合衆国軍隊要員」といふ。)であることを確認したときは、」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が行政協定第十七條第三項(a)に掲げる罪のいづれかに該当すると明らかに認められたときは、」に改める。

第十二條第一項中「行政協定第十七條第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合」を「合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合に改める。

第十三條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」に改め、「以下同じ。」を削り、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、同條第二項を削る。

第十八條第一項、第三項及び第四項中「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服する家族」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 檢察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であり、且つ、その者の犯した罪が昭和二十八年十月二十九日前の行為に係るものであることを確認したときは、この法律による改正後の第十一條第一項の規定により引渡をなすべき場合に該当しない場合においても、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

3 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならぬ。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の實施に伴う国稅犯罪取締法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

日本国における国際連合の軍隊に
対する刑事裁判権の行使に関する
議定書の施行に伴う刑事特別法案
日本国における国際連合の軍隊
に対する刑事裁判権の行使に関
する議定書の施行に伴う刑事特
別法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 刑事手続(第二条―第十

二条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「議定書」とは、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書をいう。

2 この法律において「派遣国」とは、千九百五十年六月二十五日、

六月二十七日及び七月七日の国際

連合安全保障理事会決議並びに千

九百五十一年二月一日国際連合総

会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣

したアメリカ合衆国以外の国であ

つて、議定書に署名し、且つ、日

本国との間に議定書の効力が発生

したものをいう。

3 この法律において「国際連合の

軍隊」とは、派遣国が前項に規定

する諸決議に従つて朝鮮に派遣し

た陸軍、海軍及び空軍であつて、

日本国内にある間におけるものを
いう。

4 この法律において「国際連合の

軍隊の構成員」とは、国際連合の

軍隊に属する人員で、現に服役中

のものをいう。

5 この法律において「軍属」とは、

派遣国の国籍を有する文民(派遣

国及び日本国の二重国籍者につい

ては、当該派遣国が日本国内に入

れた者に限る。)で、当該国際連合

の軍隊に雇用され、これに勤務

し、又はこれに伴つてするもの(通

常日本国内に在留する者を除く)

をいう。

6 この法律において「家族」とは、

左に掲げる者(日本国の国籍のみ

を有する者を除く)をいう。

一 国際連合の軍隊の構成員又は

軍属の配偶者及び二十一歳未満

の子

二 国際連合の軍隊の構成員又は

軍属の父、母及び二十一歳以上

の子で、その生計費の半額以上

を当該国際連合の軍隊の構成員

又は軍属に依存するもの

第二章 刑事手続

(施設内の逮捕等)

第二条 国際連合の軍隊がその権限

に基いて警備している国際連合の

軍隊の使用する施設内における逮

捕、勾引状又は勾留状の執行その

他人身を拘束する処分は、当該国

際連合の軍隊の権限ある者の同意
を得て行い、又は当該国際連合の
軍隊の権限ある者に囑託して行ふ
ものとする。

2 死刑又は無期若しくは長期三年

以上の懲役若しくは禁錮にあたる

罪に係る現行犯人を追跡して前項

の施設内で逮捕する場合には、同

項の同意を得ることを要しない。

(逮捕された国際連合の軍隊の構

成員又は軍属の引渡)

第三条 検察官又は司法警察員は、

逮捕された者が国際連合の軍隊の

構成員又は軍属であり、且つ、そ

の者の犯した罪が議定書の附屬書

第三項(a)に掲げる罪のいずれかに

該当すると明らかに認めるときは、

刑事訴訟法(昭和二十三年法律

第三十一号)の規定にかかわ

らず、直ちに被疑者を当該国際連

合の軍隊に引き渡さなければなら

ない。

2 司法警察員は、前項の規定によ

り被疑者を国際連合の軍隊に引き

渡した場合においても、必要な捜

査を行い、すみやかに書類及び証

拠物とともに事件を検察官に送致

しなければならない。

(国際連合の軍隊によつて逮捕さ

れた者の受領)

第四条 検察官又は司法警察員は、

国際連合の軍隊から日本国の法令

による罪を犯した者を引き渡す旨

の通知があつた場合には、裁判官
の発する逮捕状を示して被疑者の
引渡を受け、又は検察事務官若し
くは司法警察員にその引渡を受

けさせなければならない。

2 検察官又は司法警察員は、引き

渡されるべき者が日本国の法令

による罪を犯したことを疑うに足

る充分な理由があつて、急速を

要し、あらかじめ裁判官の逮捕状

を求めることができないときは、

その理由を告げてその者の引渡を

受け、又は受けさせなければなら

ない。この場合には、直ちに裁判

官の逮捕状を求める手続をしなけ

ればならない。逮捕状が発せられ

ないときは、直ちにその者を釈放

し、又は釈放させなければならない

い。

3 前二項の場合を除く外、検察官

又は司法警察員は、引き渡される

者を受け取つた後、直ちにその者

を釈放し、又は釈放させなければ

ならない。

4 第一項又は第二項の規定による

引渡があつた場合には、刑事訴訟

法第九十九条の規定により被疑

者が逮捕された場合に関する規定

を適用する。但し、同法第二百三

条、第二百四条及び第二百五条第

二項に規定する時間は、引渡があ

つた時から起算する。

(施設内の差押、搜索等)

第五条 国際連合の軍隊がその権限
に基いて警備している国際連合の
軍隊の使用する施設内における、
又は国際連合の軍隊の財産につい

ての搜索、搜索状の執行を含む。)、

差押(差押状の執行を含む。))又は

検証は、当該国際連合の軍隊の権

限ある者の同意を得て行い、又は

検察官若しくは司法警察員から当

該国際連合の軍隊の権限ある者に

囑託して行ふものとする。但し、

裁判所又は裁判官が必要とする検

証の囑託は、その裁判所又は裁判

官からするものとする。

(日本国の法令による罪に係る事

件についての搜索)

第六条 議定書により派遣国の軍事

裁判所が裁判権を行使する事件で

あつても、日本国の法令による罪

に係る事件については、検察官、

検察事務官又は司法警察員(鉄

道公安職員を含む。))は、捜査をす

ることが出来る。

2 前項の捜査に関しては、裁判所

又は裁判官は、令状の発付その他

刑事訴訟に関する法令に定める権

限を行使することが出来る。

(証人の出頭等の義務)

第七条 派遣国の軍事裁判所の囑託

により、裁判官から派遣国の軍事

裁判所に証人として出頭すべき旨

を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁

判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならぬ。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

(証人の勾引についての協力)

第八条 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から囑託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならぬ。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は証拠物の提供等)

第九条 裁判所、検察官又は司法警察官は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又は

これを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第十条 検察官又は司法警察官は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2 国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索することができる。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察官から、その者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。

4 司法警察官は、前項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならぬ。

第十一条 検察官又は司法警察官は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2 検察官又は司法警察官は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

3 前二項の処分を際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の要請による旨を明らかにしなければならない。

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

(刑事補償)
第十二条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案(内閣提出)に関する報告書
[最終号の附録に掲載]

「小林錦君登壇」

○小林錦君 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の改正する法律案並びに日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案について、提案の要旨並びに法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、今般、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十七條の刑事裁判権に関する事項がNATO協定と同様のものに改訂され、いわゆる属人主義から属地主義に改められ、十月二十九

日から実施されることになりましたので、これに伴い、現行刑事特別法に必要な改正を施そうとするものでございます。

法案の内容を簡単に申し上げますと、第一は、施設または区域内の逮捕、捜査、差押え等について、先方の同意または囑託を要する場合を、合衆国軍隊がその権限に基いて警備してある施設または区域内に限ることとする等であり、第二は、逮捕された合衆国軍隊の構成員または軍属を引渡すのは、公務執行中に行われた場合等合衆国が第一次裁判権を行使する罪にあたる場合に限ることとする等でございます。

委員会における質疑のおもなものを申し上げますと、公務執行中かどうかという場合の判定その他の点について、各委員から詳細な質問がありましたが、公務執行中というものは、公務執行の過程においてという意味であつて、執務時間中ということとは異なるものである、日本側捜査機関と米軍当局との間に公務執行中であるかにかについて意見の一致を見なかつた場合には、日米合同委員会の討論に付するが、終局的には第一次裁判権を持つと考えておる国の当該機関が判断して処置する、なお米軍指揮官等が発する公務執行中の行為であるという証明書は、一応十分な証拠とはなるが、わが裁判所の自由心証を妨げるものでは

昭和二十八年十二月三日 衆議院會議録第六号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の二件 八二

ないという政府の答弁がありました。
次に、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法案について申し上げます。

本法案の内容は、日米間の場合とまったく同様でありまして、ただ、第一条において、国連軍の軍隊、家族等について定義をしたところが違っただけでございます。

委員会においては、派遣国十六箇國中調印した五箇国以外の軍隊はいかにするやとの質問がございました。これに對して、残り十一箇国の代表者は条約の調印式に異議なく出席をしているし、内容は近時認められておる国際条約の一般原則に合致しておるものでありますから、それらの国の軍隊に準用してさしきわらないとの答弁がありました。

かくて、質疑を終了し、以上二法案を一括いたしまして討論に付しましたところ、左派社会党を代表いたしました古屋貞雄君より反対の意見が述べられました。次いで採決いたしました結果、二法案ともそれ／＼多数をもつて原案の通り可決いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 討論の通告があります。これを許します。古屋貞雄君。

○古屋貞雄君(登壇) 「古屋貞雄君登壇」

表いたしました。ただいま上程されました二法案に對しまして反対するものでございます。

便宜上、前の法案をAといたしまして、これに對する反対の理由を開陳いたします。

わが党は、わが国の完全独立と国民生活の安定を確保するために、さきに講和条約並びに安保条約に極力反対をして参つたのでありますが、右条約が施行されます結果といたしまして、わが国はアメリカの従属国と化し、国民は窮乏と隷屬をしいられ、かつての植民地民族の味わつた、さんたんたる生活に苦しまなければならぬことをおそれたからでございます。しかるに、吉田内閣は、国民の強い反対を押し切りまして両条約を締結したのでございます。かくして、安保条約第三條による日米行政協定によりまして無期限に米軍が日本に駐留することが行われ、しかも無期限の軍事基地提供は、すでに数十万町歩の農地を農民から奪う結果となり、農民を苦しめたばかりでなく、莫大な駐留費は諸外国にその例を見ない重税の苛徴請求となつて現われ、はたせるかな、勤労大衆の生活は極度に窮乏のどん底に陥れられたのでございます。従いまして、吉田内閣に對する怨嗟の声は全国にはうはいとして沸き起つたのであります。かかる悲惨な苦杯を身をもつて体験いたしました国民大衆は、駐留軍の即時帰還と軍

事基地撤廃の運動となつて、今やまさに全国津々浦々にその声が盛り上つて参つたのであります。すなわち、講和条約の五條、六條並びに安保条約と、それに伴う日米行政協定の即時撤廃を希求する声は、暴風のごとき勢いをもつて、特に将来わが国をになり青年諸君の輿論となつて全国を風靡しつつあるのであります。本法案は、右両条約の存続を是認し、これが実在の永久化を承認することを前提とするものでありますので、その内容がその性格を承認の上に立つてゐるのでありますから、これは絶対に反対をしなければならぬのでございます。

第二点は、本法案は、日米行政協定にその基礎を置くものであります。が、該行政協定は、皆さん御承知の通り、条約として当然国会の承認を得なければならぬ筋合いのものであります。しかるに、これが承認を得ておりません。従いまして、該行政協定は違法であり違憲であると、かくく何するものであります。はたしてしからば、右行政協定を基本とする本法案は、これもまた不法であると言わざるを得ないのであります。(拍手) いたゞに不当の隷屬關係を承認し、現状より、よりよき法案なるがゆゑにこれに賛成するがごとき、輕率かつ卑屈な思想は誠に排撃しなければならぬ。(拍手) 日本民族の限りなき発展と永遠の幸福をこいねがう一念より、われ／＼はここに

屈辱的本法案に對して断固反対するものでございます。(拍手)
B案に對する反対の理由を申し上げます。

わが国は、いまだに國際連合に加入しておりません。従つて、國連軍の地位につきまして協定が行われておりません。でありますから、基本的な条約が成立しておらないのかかわらず、特に本法案のみを抽出してこれを審議するというようなことは、審議の原則に反するばかりでなく、外務大臣の説明によりますと、國連軍と稱するものは、近く朝鮮休戦の政治會議が終了すると、わが国から撤退をすることになつております。臨時のものであるといふことを、本日答弁しております。確認しております。しかるに、さうな臨時のもののであるのに、何を好んで、わが国が進んで恒久的、屈辱的な刑事特別法を制定する必要があるか、われ／＼はこれを承服できないのであります。(拍手) 従つて、本法案の制定によりまして、國連軍の日本に駐留する既成事実を是認するがごとき結果となるばかりでなく、本法案の制定によりまして、わが国の有しておりますところの——これは自由党の諸君もよく御存じだと思ひが、わが国の持つてゐるところの刑罰權のいわゆる屬地主義の原則を放棄することに於てありますから、われ／＼は絶

對に承服できないのであります。(拍手)

第二点は、吉田内閣はアメリカ一辺倒の外交に終始して参りました。秘密外交といふことは、どうもお手のものらしい。いつも常習的にやつてゐる。この議定書の承認につきましても、本十七国会が十月二十九日には召集されることがすでにはつきりきまつておりました。去る十月二十六日にこの議定書に調印しておるという事実、これは自由党吉田内閣のやつておりますところの常套の秘密外交であり、アメリカ一辺倒の外交であつて、しかも國民をつんばさじきに置き、國會をつんばさじきに置いて条約を結んで、効力が発生した後に、國民に對して申訳的に、本日のようにこゝろいふ法案を提案したのであります。これは國會を輕視することはなほだしいものであります。(拍手) われ／＼は断じて承服ができません。かるがゆゑに、この法案に對しましても、われ／＼は、國民の輿論によるところの民主的な國會の運営の立場から、絶対に反対をする次第であります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) これにて討論は終局いたしました。
両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて同案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(水害地緊急対策特別委員長提出)

昭和二十八年十一月三日 衆議院会議録第六号

案外六件

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の五案とともに、水害地緊急対策特別委員長提出、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案及び昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案の同案については委員会の審査を省略し、右七案を一括議題となし、この際委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。水害地緊急対策特別委員長村上勇君。

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

第一条第一項中「大水害(以下「水害」という。))を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。))に改め、同条同項及び第二項中「水害」を「水害等」に改める。

第二条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

第一条及び第二条第一項第四号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

及び九月の風水害」を加える。
第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条及び第二条第三号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第四条 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

本則中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害」を加える。

第五号 昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

第一条第一項中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で指定する地域において生じた風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第七号 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

第一条中「大水害(以下「水害」という。))」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。))」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に、「同年九月三十日まで」を「政令で定めるところにより同年九月三十日、十月十五日又は十一月三十日のいずれかの日までとする。」に改める。

第八条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

第九条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第二条中「大水害(以下「水害」という。))」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。))」に、「水害」を「水害等」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業について、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法は、政令で定めるところにより、同法第一条に規定する被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律は、同法第二条第一項に規定する休業であつてこの法律施行前に係るものについて、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に係るものについても、それぞれ適用する。

3 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(以下「たい積土砂排除法」という。))第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行したたい積土砂排除法第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村(市町村の組合を含む。))の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、同法を適用する。

4 たい積土砂排除法は、この法律施行前に施行されたたい積土砂排除法第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正

昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条中昭和二十八年六月及び七月の大洪水による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十六号)第五条の改正規定中「加える。」を「加え、同条の次に次の一条を加える。」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

(高潮等により生ずる災害を防止するために必要な事業費に対する補助)

第五条の二 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が、政令で指定する地域において、第一条に規定する風水害により著しい災害を受けた海岸(海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。)及びこれに接続し、且つ、

その効用を同じくする海岸について、暴風、高潮、水、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するための必要な事業(負担法第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)以下この条において「暫定措置法」という。)第二条に規定する災害復旧事業を除く。)を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の十分の八を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸に係る負担法第二条又は暫定措置法第二条に規定する災害復旧事業及び同項に規定する事業が、昭和二十九年年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第九条中題名の改正規定中「たい、積土砂等」を「たい、積土砂等」に改める。

第九条中第二条の改正規定の次に次のように加える。

第九条の見出し中「たい、積土砂等」を「たい、積土砂等」に改め、同条第一項中「たい、積土砂の排除事業」の下に「又は災害地域内に存する農地に水害等のため停滞している政令で定める基準以上の滞水の排除事業」を、同条第二項中「当該排除事業を施行する者」と、の下に「たい、積土砂の排除事業」とあるのは「たい、積土砂の排除事業又は滞水の排除事業」と、を加える。

第十条中「排除事業」の下に「及び国がその費用を補助する滞水の排除事業」を加える。

附則第三項中「たい、積土砂の排除に関する特別措置法」を「たい、積土砂等の排除に関する特別措置法」に改める。

附則第四項中「たい、積土砂の排除事業」の下に「及び滞水の排除事業」を加える。

昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

第一条 昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大洪水並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「水害(以下「水害」という。）」を「水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「水害等」と総称する。）」に改める。

第二条第一項第一号及び第二号中「水害」を「水害等」に改め、同条第三項中「二億円」を「二億二千万円」に改める。

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律の一部改正)

第二条 昭和二十八年六月及び七月の大洪水により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大洪水並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律

第一条中「(以下「水害」という。）」を「又は同年八月及び九月の風水害(以下「水害等」と総称する。）」に、「水害により」を「水害等により」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法の一部改正)

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大洪水による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大洪水並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法

第一条第一項中「(以下「水害」という。）」を「又は同年八月及び九月の風水害(以下「水害等」と総称する。）」に、「水害により」を「水害等により」に改める。

昭和二十八年十一月三日 衆議院會議録第六号 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律 八六

により「に改め、同条第五項中「六月及び七月の大水害」の下に「並びに同年八月及び九月の風水害」を加える。

第二条及び第三条中「水害」を「水害等」に改める。

附 則

この法律は、公布日のから施行する。

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域

における公衆衛生の保持に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」といふ。))」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害(以下単に「水害等」といふ。))」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第一項及び第二項中「水害」を「水害等」に、「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」に改め、同条第三項中「昭和二十八年六月一日とする市町村及び同年七月一日とする市町村は、」を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする市町村は、」に改める。

第三条第一項中「水害」を「水害等」に、「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改める。

第四条第一項中「又は同年七月一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改める。

一日」を「七月一日、八月一日又は九月一日」に、「水害」を「水害等」に改める。

第二条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」といふ。))」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」といふ。))」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「被害地域に係る都道府県が、」の下に「水害等に関する救助のため、」を加え、「(政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては同年七月一日)」を「(政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日又は八月一日のいずれかの日とする。))」に、「水害に関する救助のため、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、」を

「左の各号の一に掲げる費用を支出したとき、又は政令で定めるところにより政令で定める期間内に第一号及び災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十三条に規定するもの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で定めるところに要する費用を支出したときは、」に、「災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)」を「災害救助法」に改め、同条第三号を削る。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害(以下「水害」といふ。))」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害(以下単に「水害等」といふ。))」に改める。

第二条中「(政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日)」を「(政令で指定する被害地域にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日、八月一日又は九月一日のいずれかの日とする。))」に改め、同条第一号中「水害」を「水害等」に改める。

第四条 昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」といふ。))」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」といふ。))」に、「水害」を「水害等」に改める。

第五条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法

(昭和二十八年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の
の大水害並びに同年八月及び
九月の風水害による社会
福祉事業施設の災害の復旧
に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「大水害」といふ。)」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「大水害等」といふ。)」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日を「七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第二項中「昭和二十八年六月一日とする場合」と同年七月一日とする場合との区分は、を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする場合の区分は、」に改める。

第三条から第五条までの各条中「大水害」を「大水害等」に改める。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行つて母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の
の大水害並びに同年八月及び
九月の風水害の被害地域
において行つて母子福祉資金
の貸付に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「大水害等」といふ。)」を、「第三条第一項に規定する者」の下に「であつて大水害等により、災したるもの」を加える。

第二条中「前条に規定する大水害」を「大水害等」に改め、「当該被害地域に居住していた者」の下に「であつて大水害等により、災したるもの」を加える。

第三条第一項中「被害地域に係る都道府県」の下に「であつて政令で指定するもの」を加え、「三倍に相当する金額」を「うち当該都道府県が被害等により、災した者に対する貸付金の財源に充てる部分の三倍に相当する金額及びその他の部分と同額の金額の合計額」に改める。

附 則

この法律は公布の日から施行する。但し、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつて

この法律の施行前に係るものについても適用し、第六条の規定は、昭和二十八年八月十七日から適用する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加える。

第二条 昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「大水害」といふ。)」又は同年八月及び九月の風水害(以下「風水害」といふ。)」に改める。

第二条第一項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「大水害又は風水害」に改め、同条第二項中「総額二十万(事業協同組合又は同連合会については百万円)」を「事業協同組合及び同連合会以外の者にあつては総額二十万、事業協同組合又は同連合会にあつては総額百万円(大水害及び風水害の双方によつて損害を受けた場合は、それぞれ二十五万円及び百三十万円)」に改める。

第三条第二項中「二十億円」を「三十五億円」に改める。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

本則中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加え、「政令で指定する地域内にある地方公共団体」を「地域内にある地方公共団体であつて、政令で指定するもの」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

(農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第一条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和二十五年法律第六十九号) の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害」を「政令で指定する地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害」に改める。

附則第四項及び第五項中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

(昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正)

第二条 昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法 (昭和二十八年法律第二百三十四号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農

林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「(以下「水害」という。)」の下に「又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「風水害」という。)」を加える。

第二条中「水害」の下に「又は風水害」を加え、同条第三項第一号中「十五万円」の下に「(水害及び風水害の双方によつて損害を受けた被害農林漁業者に貸し付けられる場合は二十万円)」を加える。

第四条第一項中「百億円」を「二百億円」に改める。

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和二十八年法律第二百三十五号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害(以下「水害」という。)」を「政令で

定める地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「水害等」と総称する。)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち附則第三項の改正規定中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害」を「昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害」に改める。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

【最終号の附録に掲載】

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年台風第十三号による海水の侵入のために生じた農地の塩害をすみやかに除去し、もつて農業経営の維持安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「除塩事業」とは、昭和二十八年台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために、かんがい排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業をいう。

(国の補助)

第三条 国は、政令で指定する地域内の除塩事業について、当該事業を施行する地方公共団体又は土地改良区(以下「事業施行者」という)に對し、予算の範囲内で、左に掲げる経費を補助することができ

る。

一 かんがい排水施設の設置に要する経費
二 揚排水機に必要な動力費
三 客土に要する経費
四 石灰等の施用に要する経費

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、十分の九とする。

(事業計画の承認)

第四条 事業施行者は、当該事業に関する事業計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(除塩事業に対する政府の措置)

第五条 政府は、第三条の規定による補助に係る除塩事業が昭和三十一年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならない。

(監督)

第六条 農林大臣は、事業施行者に對し、当該事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができ

る。

2 農林大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村及び土地改良区に對して、政令の定めるところにより、前項に規定する農林大臣の権限を行わせることができる。

(補助金の返還)

第七条 第三条の規定により補助金の交付を受ける者が、当該補助金に係る除塩事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、農林大臣は、補助金のうちその施行しない除塩事業に係

決され、修正部分を除いては原案の通り決したのであります。

なお、残余の三案はいずれも全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、簡単であります。内閣提出の五法律案についての御報告といたします。(拍手)

次に、昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案について、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

去る九月近畿、東海地方を中心として各地を襲いました台風第十三号による被害は激甚をきわめたのであります。そのうち静岡、愛知、三重、和歌山及びそれらの海岸地方におきまして海水の浸入のために生じた農地の被害は甚大なるものがあります。水害地緊急対策特別委員会におきましては、派遣委員による実地調査及び慎重審議の結果、これら被害農地の除塩事業をすみやかに行い、もつて農業経営の維持安定をはかる必要を認め、全会一致をもつて委員会提出の法律案としてここに本案を提出いたしました次第であります。

本案の内容について簡単に申し上げますと、第一に、除塩事業の定義につきましては、台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために行う灌漑排水施設の設置及び管理、客土または石灰等の施用の事業といたしております。

第二に、国の補助につきましては、政令で指定する地域内の除塩事業を施行する地方公共団体または土地改良区に対し、予算の範囲内で、灌漑、排水施設の設置に要する経費、揚排水機に必要な動力費、客土に要する経費、石灰等の施用に要する経費等を補助することとし、その補助の比率は十分の九といたしております。第三に、除塩事業に対する政府の措置につきましては、昭和三十年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならぬことといたしております。その他、事業計画の承認、監督、補助金の返還等、所要の規定を設けるとともに、本法施行前に行つた除塩事業についても本法を適用することといたしております。

以上、簡単であります。本案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。何とぞ満場一致御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

次に、昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走の特例に関する法律案について、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

本案は、本年六月から九月までの風水害をこうむつた地域内にあつて政令で定める地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに開催するモーターボート競走につきまして、前国会で成立いたしました大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律の例にならい、最初の十二日間に限つて当該競走にかかる納付金を免除し、もつて風水害によつて被害を受けた地方公共団体の財政の窮乏を緩和するとともに、復旧の促進をはからんとするものであります。

本案は、水害地緊急対策特別委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案としてここに提出いたしました次第であります。何とぞ満場一致の御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) まず、内閣から提出された五案を一括して採決いたします。五案中、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案及び農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の両案の委員長報告は修正であります。その他の三案の委員長報告はいずれも可決であります。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて五案は委員長報告の通り決しました。

次に、水害地緊急対策特別委員長から提出された両案を一括して採決いたします。

します。両案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案はいずれも可決いたしました。

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)

○荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤隆次郎君) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

(この法律の趣旨)

- 島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの(以下「奄美群島」という。)の復興に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。
- (法令の施行の停止及びこれに伴う措置)
- 第二条 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日まで施行しない。
- 一 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)
 - 二 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)
 - 三 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)
 - 四 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)
 - 五 骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)
 - 六 酒税等の徴収に関する法律(明治四十四年法律第四十五号)
 - 七 取引所税法(大正三年法律第二十三号)
 - 八 物品税法(昭和十五年法律第四十号)
 - 九 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)
 - 十 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)
 - 十一 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)

九一

(市町村及びその機関等に関する経過措置)

第八条 奄美群島内の従前の市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による市町村となるものとし、その議会の議員、長その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長その他の相当の職員となるものとする。但し、これらの職員のうち、従前の琉球政府の法令により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるもの任期は、地方自治法の規定によるものとし、従前の法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 奄美群島における従前の教育区の消滅に伴い必要な事項は、政令で定める。

3 奄美群島内の従前の市町村の条例、規則その他の規程で、法令及び鹿児島県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、それぞれ地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

(負担金又は補助金の特例)

第九条 当分の間、奄美群島の振興に關し必要があるときは、他の法律の規定にかかわらず、国の負担

金又は補助金等に関し、政令で特例を設けることができる。

(必要な経過措置等の政令等への委任)

第十条 第二条から前条までに規定するものの外、奄美群島に關し左に掲げる事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令(日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則)で必要な規定を設けることができる。

一 通貨の交換及び債権債務の單位の切替に関する事項

二 本邦の法令の奄美群島における適用についての必要な経過措置に関する事項

三 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項

附則

この法律は、政令で定める日から施行する。

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君 ただいま議題となりました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につき、

地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

わが鹿児島県下奄美大島群島が昭和二十一年正月母国日本より分離せしめられて以来今日に至りますまで八年間、母国復帰の絶叫の続けられて参りましたことは、まことに日本民族の悲劇でございました。しかるに、去る八月八日ダレス声明によりましてその復帰が約束せられ、永年の悲願がここに成就せんとするに至りましたことは、御同慶にたえないところでございます。

しこうして、復帰の時期につきましてはいまだ確定には至らないのでありますが、目下政府は鋭意アメリカ合衆国政府との間に交渉中でありまして、近く実現の運びと相なつたのであります。

同地域が復帰いたしましたあかつきにおきましては、法制の切りかえ、制度の改編等による混乱を回避し、円滑にその引継ぎを完了する必要があります。これに備えるためには、法令その他の事項の上において、いろいろの経過措置、暫定措置をなさねばならぬわけであり

ますから、来るべき事態に即応して、機動的に必要な処置をなし得るような態勢を整えておく必要がありますため、本法案が提出されたのであります。すなわち本案におきましては、復帰に伴

い、奄美群島に施行せられる法令に關する措置、暫定的な衆議院議員の定数及びその選挙、同島における市町村の機関及び職員の処置、現地裁判所にお

ける訴訟問題等に関して規定をいたしておるのでありますが、その他、同地域の復帰に伴いまして必要とせられる事項は、多くは政令等に委任することとしたのであります。

本委員会におきましては、委員会を開きまして三回、ことに本日は法務常任委員会、公職選挙特別委員会との連合審査会を開き、慎重に審議を遂げました上、討論採決、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

なおその際、次のごとき附帯決議が各派一致をもつてなされましたことをあわせて御報告いたします。

附帯決議

奄美群島の復帰に關し、政府は左の事項につきその実現に万全を期せられたい。

一、奄美群島の復帰を速かに実現すべく、更に対米交渉に於て努力すると共に、其の復帰予定の期日を可及的速かに発表して民心の安定を図ること。

二、復帰が予想せられた日より遅延することに伴う影響を可及的軽減するため、対米交渉に於て、特に失業対策、早害対策、食糧対策、金融対策等につき遺憾なく措置を打合せ実施すると共に、今回の補正予算に計上せられた奄美群島復帰善後処理費は

かゝる緊要な支出に適切に使用し得るよう処置を講ずること。

三、今回計上せられた善後処理費が不足する場合は、第二次補正予算にて追加計上すること。

四、各種法律の施行日はその円滑なる実施特に住民の生活と民心の安定を図るため、現地の事情を充分に考慮して決定すること。

五、奄美群島の特殊性に鑑みその地方の振興を図るため速かにその振興計画を樹立し右に關する特別法を提案すること。

以上でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後五時三十分休憩

午後九時十分開議

○議長(堤康次郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)

昭和二十八年年度特別會計予算補正(特第一号)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)、昭和二十八年度特別会計予算補正(第1号)の右両件を一括して議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認

めます。よつて日程は追加せられました。昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)、昭和二十八年度特別会計予算補正(第1号)の右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長倉石忠雄君。

昭和二十八年度一般会計予算補正(第1号)
昭和二十八年度一般会計予算補正
予算補正総則

第1条 既定の昭和二十八年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和二十八年度成立予算額	965,478,349,000	965,478,349,000
追 加 額	38,909,210,000	51,047,944,000
補正額	4,480,000,000	16,618,734,000
修正減少額	△	34,429,210,000
差 引 額	34,429,210,000	34,429,210,000
改昭和二十八年度予算額	999,907,559,000	999,907,559,000

上記補正額の組織別の区分及び組織内における歳入の性質別の部、款、項の区分、歳出の目的別の項の区分は、別冊甲号歳入歳出予算補正による。

第2条 財政法第14条の3の規定によつて、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、別冊丙号繰越明許費による。

第3条 歳入予算補正の詳細は、別に添付する昭和二十八年度歳入予算補正明細書にかかげる。

第4条 歳出予算補正及び繰越明許費の内訳は、別に添付する各省各庁予定経費要求書及び繰越明許費要求書にかかげる。

第5条 大蔵省所管(組織)大蔵本省に計上した奄美群島復興費等後処理費を使用する場合においては、それを必要とする各省各庁所管の当該組織に、その予算を移し替へることができる。

【別冊】

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入	
大 蔵 省 主 管	
(追 加 額)	34,021,000,000
(部) 租 税 及 印 紙 収 入	34,021,000,000
(款) 租 税	34,021,000,000
(項) 所 得 税	17,000,000,000

法人消費税率 8,000,000,000
物品税率 3,632,000,000
酒税率 2,025,000,000
雑税率 3,364,000,000
政府資産管理収入 2,640,687,000
国有財産処分収入 2,640,687,000
国有財産売却収入 2,640,687,000
官有財産利用収入 1,728,513,000
官有財産貸付収入 81,412,000
官有財産付金 81,412,000
納付金 556,417,000
日本銀行納付金 556,417,000
雑収入 1,090,684,000
計 1,090,684,000

(修正減少額) 38,390,200,000
(部) 租 税 及 印 紙 収 入 △ 4,000,000,000
(款) 租 税 △ 4,000,000,000
(項) 所 得 税 △ 4,000,000,000
大蔵省主管補正額合計 34,390,200,000
農林省主管 (修正減少額) 480,000,000
(部) 政府資産管理収入 △ 480,000,000
(款) 回収金等収入 △ 480,000,000
(項) 政府出資回収金収入 △ 480,000,000
運輸省主管 (追加額) 519,010,000
(部) 雑収入 519,010,000
(款) 諸収入 519,010,000
(項) 雑収入 519,010,000
歳入補正額合計 34,429,210,000

出 産

總 理 府 所 管

(組織) 北海道開発庁

(修正減少額)

(項) 北海道河川等事業費	△	65,380,000
北海道砂防事業費	△	1,282,000
北海道山林事業費	△	21,973,000
北海道土地改良事業費	△	161,244,000
北海道開拓事業費	△	177,006,000
北海道農業機械整備費	△	5,271,000
北海道漁港施設費	△	72,709,000
北海道道路事業費	△	881,780,000
北海道港湾事業費	△	62,888,000
北海道都市計回事業費	△	7,255,000
北海道建設機械整備費	△	25,464,000
計	△	932,172,000

大 蔵 省 所 管

(組織) 大 蔵 本 省

(追加額)

(項) 農林漁業金融公庫出資	△	2,500,000,000
奄美群島復興費後処理費	△	1,000,000,000
災害対策予備費	△	4,500,000,000
計	△	8,000,000,000

(修正減少額)

(項) 平和回復善後処理費	△	7,000,000,000
住宅金融公庫出資	△	2,200,000,000
計	△	9,200,000,000

差 引 補 正 額

(組織) 文 部 本 省

(追加額)

(項) 育英及学徒援護事業費	△	4,000,000
私立学校助成費	△	30,091,000
国立文教施設災害復旧費	△	81,629,000
公立文教施設災害復旧費補助	△	1,044,061,000
計	△	1,159,781,000

(組織) 文化財保護委員會

(追加額)

(項) 文化財保存事業費	△	19,854,000
文部省所管補正額合計	△	1,179,635,000

厚 生 省 所 管

(組織) 厚 生 本 省

(追加額)

(項) 伝染病予防費補助	△	145,040,000
水道施設災害復旧事業費	△	70,050,000
生活保護費	△	700,000,000
母子健康保険助成費	△	46,486,000
国民健康保険助成費	△	116,060,000
厚生省施設其他災害復旧及緊急諸費	△	45,640,000
医療施設災害復旧費	△	28,126,000
公衆衛生施設災害対策費	△	301,280,000
社会福祉施設災害復旧費	△	47,683,000
計	△	1,500,365,000

農 林 省 所 管

(組織) 農 林 本 省

(追加額)

(項) 農業保險費	△	8,500,000,000
農業災害対策諸費	△	189,096,000
冷害等臨時対策諸費	△	717,496,000
土地改良事業費	△	30,000,000
昭和28年発生農業用施設等災害復旧事業費	△	7,318,000,000
土地改良開拓事業等附帯事務費	△	6,000,000
冷害等臨時対策事業費	△	2,637,700,000
計	△	19,348,292,000

(修正減少額)

(項) 土地改良事業費	△	1,059,685,000
開拓事業費	△	615,942,000
農業機械整備費	△	19,326,000
計	△	1,694,953,000

差 引 補 正 額

計	△	17,653,339,000
---	---	----------------

(組織) 食 糧 庁			(組織) 運 輸 本 省		
(追加額)	(項)		(追加額)	(項)	
農業災害対策費		84,345,000	港灣事業費		150,000,000
冷害等臨時対策諸費		160,352,000	昭和28年発生港灣災害復旧事業費		436,000,000
計		244,697,000	港灣事業附帯事務費		1,300,000
(追加額)	(組織)		計		587,300,000
冷害等臨時対策諸費		98,725,000	(修正減少額)		△
山林事業費		600,000,000	(項) 港灣事業費		420,771,000
昭和28年発生山林施設災害復旧事業費		640,000,000	港灣事業附帯事務費		166,529,000
山林事業附帯事務費		900,000	計		
冷害等臨時対策事業費		241,500,000	(追加額)	(項)	
計		1,576,125,000	失業対策事業費補助		300,000,000
(修正減少額)	(項)		建設省所管	(組織)	
山林事業費		400,791,000	河川防犯事業費		50,000,000
差引補正額	(組織)	△	砂防事業費		400,000,000
		1,175,334,000	道路事業費		580,000,000
(追加額)	(項)		都市計画事業費		160,000,000
昭和28年発生漁港施設災害復旧事業費		300,000,000	昭和28年発生河川等災害復旧事業費		37,000,000
漁港整備事業附帯事務費		200,000	昭和28年発生都市災害復旧事業費		13,462,000,000
冷害等臨時対策事業費		120,800,000	建設事業附帯事務費		963,000,000
計		421,000,000	冷害等臨時対策事業費		18,600,000
(修正減少額)	(項)		昭和28年発生住宅施設災害復旧事業費		1,000,000,000
漁港施設費		168,284,000	計		1,174,000,000
差引補正額	(組織)	△			17,844,600,000
		257,716,000	(追加額)	(項)	
(追加額)	(項)		建設機械整備費		89,802,000
冷害等臨時対策諸費	(組織)		河川防犯事業費		622,300,000
統計調査事務所		10,118,000	砂防事業費		47,302,000
(追加額)	(項)		道路事業費		1,074,398,000
農業災害対策費		9,574,000	計		△
冷害等臨時対策諸費		26,238,000			△
計		35,812,000			△
熊本県所管補正額合計		19,377,016,000			△

都市計画事業費 特定道路整備事業特別会 計へ繰入	△	472,960,000
計	△	1,500,000,000
差引補正額	△	3,806,763,000
歳出補正額総計		14,037,837,000
丙号繰越明許費		34,429,210,000
(組織)大蔵本省 (項)奄美群島復興善後処理費	大蔵省所管	
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)文部本省 (項)私立学校助成費	文部省所管	
上記の経費のうち、私立学校建物其他災害復旧費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)厚生本省 (項)公衆衛生施設災害対策費	厚生省所管	
上記の経費のうち、簡易水道施設災害復旧及布設補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)農林本省 (項)冷蔵等臨時対策諸費	農林省所管	
上記の経費のうち、被官農家融通資金利子補給補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(項)昭和28年発生農業用施設等災害復旧事業費 冷蔵等臨時対策事業費		
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)食糧庁 (項)冷蔵等臨時対策諸費		
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)林野庁 (項)昭和28年発生山林施設災害復旧事業費 冷蔵等臨時対策事業費		
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		

(組織)水産庁 (項)昭和28年発生漁港施設災害復旧事業費 冷蔵等臨時対策事業費	水産庁	
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)運輸本省 (項)昭和28年発生漁港災害復旧事業費	運輸省所管	
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織)建設本省 (項)昭和28年発生河川等災害復旧事業費 昭和28年発生都市災害復旧事業費 冷蔵等臨時対策事業費 昭和28年発生住宅施設災害復旧事業費	建設省所管	
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
昭和二十八年第一号会誌(第一号)に照して確定額		
【確定額の算定は別紙】		
昭和28年度特別会計予算補正(特第1号)		
昭和28年度特別会計予算補正		
予算補正総則		
下記各特別会計の昭和28年度歳入歳出予算補正を、別冊甲号のとおり定める。その詳細については、別に添附する歳入歳出予算補正計算書にかかげる。		
農林省所管 通商産業省所管 建設省所管	農業共済再保険 特別災害復旧 特定道路整備事業	
〔別冊〕		
甲号歳入歳出補正		
農林省所管		
農業共済再保険		
追加額		
(歳)農業再保険収入		8,500,000,000
(項)他会計より受入		8,500,000,000

(款) 積立金より受入 (項) 積立金より受入 計	建設省所管 特定道路整備事業 債	(修正減少額) (款) 一般会計繰入金返還金財 源受入 (項) 一般会計繰入金返還金財 源受入	(追加額) (項) 特定道路整備資金収入 (項) 借入金 (修正減少額) (款) 特定道路整備資金収入 (項) 他会計より受入 (項) 事業収入 (項) 事業収入	(追加額) (項) 農業再保険費 (修正減少額) (項) 他会計繰入金 歳出補正額 通商産業省所管	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計	(追加額) (項) 借入金 (修正減少額) (項) 借入金	(追加額) (項) 国債整理基金特別会計へ 繰入金 (修正減少額) (項) 戸籍国庫等給付金 計
--	---------------------------------	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---

昭和二十八年年度特別会計予算補正
(特第1号)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君 たいだいま議題となりま
した昭和二十八年年度予算補正(第1号)
について、予算委員会における審議の
経過及び結果について御報告申し上げ
ます。

この補正予算の内容については、本
院における大蔵大臣の財政演説及び政

府提出の補正予算説明書において明ら
かでありますので、詳細に申し述べ
ることを省略いたします。しかしなが
ら、本補正予算の特色は、さきに提出
された補正予算を、両自由党及び
改進黨の三党協定の趣旨に基き、政府
が修正提出いたしましたこととあります。
予算総額は、災害対策費五百億円、
奄美群島復興善後処理費十億円を合し
て五百十億円であり、この修
正は、前案に比して、歳出中の冷水書

対策費を四十五億円増加いたし、農
業保険費不足補填を四十五億円減額
し、さらに風水害対策費として最高限
度百五十七億円を資金運用部等の融資
によつてまかなうこととしたしており
ます。さらに、この補正予算は、昭和
二十九年年度予算において予想される諸
経費を念頭に置き、次期国会に提出さ
れるはずの予算補正第二号をも勘案い
たしまして作成されたものとすること
であります。また、わが国現下の経済情

勢と国際経済の現勢にかんがみて通貨
価値の安定維持をはかることを目的と
し、それがために国際収支の改善と国
家予算の均衡を保とうとする考えのも
とに、インフレーションの抑制策を強
くこの補正予算編成の上に織り込んで
おるとも申されておるのであります。
以上のごとき諸性格を持つている補
正予算は、その追加経費として前述の
ごとく五百十億円を計上いたし、財源
といたしましては租税の自然増及び雑

収入の増加三百四十四億円、公共事業
費その他既定経費の節約百六十六億円
を引当てていたのであります。これに
よりまして、当初予算と合計いたしま
した本年度の予算総額は九千九百九十
九億円となり、災害に対する緊急の支
出をまかないながら、なおかつ政府が
インフレ抑制の目的を達成せんとする
意図が十分見受けられたのでありま
す。しかしながら、国土の荒廃、農業
諸施設の破壊、これによる農業生産力

の減退と農村購買力の減少は、政治的にも、経済的にも、はたまた社会的にも多くの問題を惹起せしめ、自立経済を確立しなければならぬわが国の現在及び将来にとつて、きわめて重大なる影響を及ぼすものと申さざるを得ないのであります。従ひまして、予算委員会における審議もきわめて熱心かつ慎重に行われ、救護国会及び救護予算と称されるわく内に限られることなく、広汎なる見地から補正予算を審議いたしたのであります。質疑応答の詳細は速記録をごらん願うことといたしまして、論議せられました問題点の若干について御紹介を申し上げることといたします。

第一の論点は、災害査定額と融資の問題及び予算内容の問題であります。質問者の論旨は、当初災害査定額を一千八百億円としたのに、何ゆゑにこの予算では一千五百六十五億円としたか、何かそこに政治的手心を加えたのではないか、また三百億円の風水害対策費のほかは百五十七億円を資金運用部等の融資によつて支出し、これについて政府が利子補給することになつておるが、その実施については確信があるのか、利子補給額は幾らであるか、修正補正予算では、前補正予算に比して、農業保険費不足補填を四十五億円減額し、また既定経費のうち、食糧増産対策費を二十億円、公共事業費

を三十八億円それ〴〵減額して、風水害や冷害対策費の財源の一部に充当しているが、これは本末転倒ではないかというのであります。これに対して、政府側の説明は次の通りであります。災害査定額を当初一千八百億円としたのは、まだ資料が整わなかつたからである。その後過去三箇年間の実績、業種別報告などを考慮した結果、一千五百六十五億と査定した。政治的考慮などのない客観的査定額である。また、百五十七億円の資金運用部等による融資額は最高限度額であつて、復旧事業の進行に伴つて、精密に調査して融資する予定であるから、何ほどが融資されるかは今日では明言できない。従つて利子補給額もわからない。公共事業費、食糧増産対策費の減額は、本予算の成立が遅れたために、事業の進捗が当初の予定通りに行かなかつたからである。農業保険費の繰入れは、四十五億円を減額しても支障がないと思ふ。政府側のかかる説明に關連いたしました。災害地の学童給食及び米食を麦食に転換する問題等が論議せられました。

第二の問題点は、災害復旧の地方財政負担の問題であります。国庫負担の問題はこの補正予算によつて解決されなくても、地方財政にしろ寄せするのではないかと疑念が表明されたのであります。これにつきましては、政府側の説明と資料によれば、大要次のことが明らかとなりました。すなわち、国の交付する補助金のつなぎ融資として、資金運用部から百十八億円を今日まで支出しているが、これには利子補給はしない。地方財政の災害関係予算は、災害復旧費二十一億円、冷害対策費十三億円、単独事業費の増百十八億円、地方税の災害減収三十五億円、災害関係融資利子四億円、その他災害対策費十五億円、合計二百八億円であるが、これに対して公共事業費節約による負担減二十一億円を差引いた百八十八億円が処理すべき問題となる。これについては、地方財政の節約五十八億円、政府資金による地方債の引受八十億円、老朽校舎分の公募地方債を廃して資金運用部の融資に振りかえた額二十五億円、公募地方債の増加二十億円、合計百八十六億円によつてまかなうはずである。かかる政府側の方針によりますれば、地方財政もまた国の節約方針に準じて相当程度の節約を行わねばならぬわけでありす。

第三は、インフレーションと災害予算の問題であります。質問者の意見を総合いたしますと、災害対策費を実情に即して支出することはインフレーションを激成することとはならない。むしろ、災害によつて打撃を受けた生産力を回復し、食糧増産に資することにならる。従つて、災害対策のためには十分に経費を計上すべきである。財源がないと言ひが、防衛費こそインフレーションの根源であるから、これを削減して、災害対策費を増額せよ。インフレーション抑制のために災害費を圧縮するのは不当ではないかというのであります。政府側の答弁をいたしましては、災害対策費は、正確な根拠によつて査定し、明年度予算や、これからの補正予算等を考へて計上したのである。防衛費を削減して災害対策費にまわすということは、国家の自衛上防衛費は欠くべからざるものでありますから、さうな考へはありませんという説明がございました。これに關連して、現在はいむしろデフレ的であるという意見もありましたが、政府側から、通貨価値の安定のために財政の均衡をはかつて、極力インフレーション抑制策を進めざるを得ない旨の説明があつたのであります。

次に、防衛問題、池田・ロバートン会議等についても熱心な論議が行われ、その他中小企業対策、年末金融対策等についても質疑がありました。これらの詳細は會議録に譲ることにいたします。

予算委員会の質疑は十一月三日をもつて終了し、各党の討論と採決に入りましたが、社会党阿部派からは昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)の編成がえを求める動議が提出されました。

これは少数をもつて否決、政府提出の補正予算案が多数をもつて可決された次第であります。

以上をもつて委員長としての報告といたします。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)に対しては八百板正君外十四名から編成がえを求める動議が提出されております。この際その趣旨を明瞭に申し上げます。小平忠君。

昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)の編成を求めめるの動議

昭和二十八年年度一般會計予算補正(第一号)については、政府は撤回し、左記要綱により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右動議を提出する。

昭和二十八年十一月三日

提出者

八百板 正	青野 武一
伊藤 好道	福田 昌子
武蔵運十郎	上林與市郎
横路 節雄	和田 博雄
今澄 勇	加藤 鐵造
小平 忠	河野 密
稻富 稔人	三宅 正一
吉川 榮光	

賛成者

阿部五郎外百二十一名

記

昭和二十八年年度一般会計予算補正組替要綱
歳入の部

(政府案)

1	租税の自然増収	四一〇億円(三〇〇)	(政府案三〇〇億、公務員給与改定期末手当増によるハネ返り一一〇億)
2	専売益金増収	五〇〇	(五〇)
3	既定経費の節約	二〇〇	(九一) (公共事業費、食糧増産費の削減を除き、物件費、旅費の一割削減の半年分)
4	雑収入増収	一〇〇	(一〇)
5	特定道路節減による繰入	一五	(一五)
6	住宅公庫出資減とりやめ	〇	(二二) (政府の減額に反対する)
7	平和回復善後処理費	七〇	(七〇)
8	保安隊を認めざる立場に おいて、保安庁経費を削減する。 (減額の使途については左派は保安隊解散に伴う善後処理費、右派は旧警察予備隊程度の経費として、これを留保する。)	四四〇	(四〇)
9	防衛支出金未使用分削減	二三九	(三)
10	安全保障諸費未使用分削減	三四九	(三)
11	連合国財産補償費未使用分削減	七二	(七)
12	前年度剰余金	二〇〇	(二〇)
13	輸入食糧補給金減	二三	(三) (外米一〇万トンの移入を外表に切かえる)
計		二、一六八	

(小平忠君登壇)

○小平忠君 私は、両派社会党を代表いたしまして、ただいま提出されました両派社会党の補正予算に関する組みかえの動議の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、今回の補正予算を提出するにあたりまして、この予算は災害予算

であると呼称いたしましたのであります。

しかるに、インフレ傾向の抑制と通貨安定を理由に、災害、冷害の国庫負担分を不当に圧縮いたしましたのであります。災害予算と呼びながら、災害に関する予算の計上は実に僅少をきわめ、窮乏にあえぐ罹災者に何ら十分の救済をなさなかつたのであります。

次には、このたびの補正予算が災害

予算として十分でないことはもちろん、その緊急性の認識においても、政府はわれ／＼と根本的に相違いたしましたのであります。その証拠には、この災害予算を計上するにあたって、吉田内閣の一枚看板であるところの公共事業費あるいは食糧増産費の削減をも

つてこれに充てたのであります。長期的災害費を削つて短期的災害に充てたことは、統いて大いなる災害を引き起す遠因になることは必至であります。(拍手)

政府は、災害予算の十分はもちろ／＼、その上に補正予算を第一次、第二次に分割し、労働者の給与ベース引上げ、仲裁裁定の実施、年末手当、中

小企業に対する年末融資など重要な政治問題を含む予算を次年度に繰越したのであります。かくして表面を糊塗し、重大なるわが国内外の緊急なる事態に対処する決意も勇気も持たなかつた予算が本補正予算であるといふことをわれ／＼は断言できるのであります。(拍手)

歳出の部

1	災害対策費	六〇〇億円(三〇〇)	(損害総額一、八〇〇億円の三割五四〇億に緊急支出分六〇〇億を加える)
2	ツナギ融資利子補給金	一	(一)
3	冷害対策費	一三〇	(二五) (冷害地農業資金五〇〇億円の利子補給一〇億円及び農業費等を含む)
4	農林漁業金融公庫出資増	二〇	(二〇)
5	農業共済保険繰入れ	一五〇	(八五) (冷災害対策として)
6	地方平価交付金	五〇	(五〇)
7	食糧特別会計繰入金	三〇〇	(三〇)
8	仲裁裁定の完全実施	四五	(四五) (米価二二、〇〇〇円、消費者価格据置きで八〇〇億円の中本年度支出分) (国鉄二〇億、電通二五億)とし、他に国鉄、電通の災害復旧のための公債をみとめる)
9	人事院勧告による給与改訂	一八三	(一八) (国家公務員分、八月実施)
10	期末手当支給(一カ月分)	一五五	(八八) (国家公務員七五億、地方公務員教職員を含む八〇億)
11	特別平価交付金	二八九	(二九) (地方公務員、教職員のベースアップ分八月より)
12	地域給、寒冷地手当是正	四一	(四一) (地域給三五億、寒冷地六億)
13	義務教育費国庫負担増	四八	(一八) (前国会の特例法を認めない立場から三月分までの分)
14	国民金融公庫出資増	三〇	(三〇)
15	中小企業金融公庫出資増	七〇	(七〇)
16	奄美大島返還事務費	一〇	(一〇)
17	町村合併促進法実施費	一〇	(一〇)
18	李ライン被害救済利子補給等関係費	五	(五)
19	住宅公庫出資増	二二	(二二)
20	予備費	九	(九)
計		二、一六八	

また、本臨時国会開会の日補正予算案を提出いたしました。三日もたらずに、保守三党が三派協定を行つた。政府はみづから進んでこの本補正予算を修正したのでありますが、かくのごときはまづたゞ予算委員会での審議権を無視した暴挙であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)予算の審議は決して党利党略のためにやつてゐるのではありません。われ／＼は真に窮乏にあへく災害者を一刻も早く救済せんとしてゐるのに、政府は、補正予算を党利党略のために利用し、農民を利用して、弱小内閣の政治的無能をカバーせんとしたのであります。かくのごとく憲法の精神を無視した補正予算修正の挙に対する政府の政治的責任は、一体いかにして国民に謝すべきでありましょうか。われ／＼の断じて許し得ないところであります。(拍手)

われ／＼は、以上の観点から、政府の補正予算には断じて反対であり、次のごとき組みかえ動議を提出いたしましたのであります。

すなわち、第一に、本補正予算が災害中心の予算でありますゆゑに、われわれは、衆参両院に設置されました水害地緊急対策特別委員会の、あの超党派の決定の線でありする損害総額一千八百億円の三割、すなわち五百四十億円の、その緊急性を加味した六十億円を合計いたしました六百億円を計

上せんことを要求いたしましたのであります。

次に、冷害対策につきましても、農林委員会がこれまた超党派的に決定いたしました百三十億を計上し、この金額については自由党の諸君も賛成した額なのであります。(拍手)

また、低米価にあへく農民を救済し、凶作による食糧集荷の困難性を痛感いたしました。米価すなわち生産者価格一万二千円、消費者価格はすなわちき、すなわち二重米価制の実施費用をいたしまして食糧特別会計の繰入金を三百億計上いたしましたのであります。

また次には、秋季労働攻勢に呼応いたしました。人事院勧告による国家公務員、地方公務員のベス・アップを八月より実施する費用を計上し、公共企業体に対する仲裁裁定の完全実施を行い、期末手当一箇月半を計上いたしましたのであります。

また、不況にあへく中小企業者を救済するための年末融資をいたしまして、国民金融公庫出資増三十億、中小企業金融公庫出資増七十億、計百億を計上いたしましたのであります。

かくのごとく、われ／＼は、きわめて良心的な予算を計上し、歳出を最低限に圧縮いたしました。インフレを抑制せんとしたのであります。すなわち、防衛関係費の七兆は千八百四十億に上つておるのでありますが、この分を財源と見て、財政規模を極力圧縮いた

したのであります。大衆政として、再軍備の費用を国民生活の安定にまわすという基本的な立場に立つたのであります。さらに、既経経費の節減については、政府案の公共事業、食糧増産費の五十九億円の削減を返上いたしました。われ／＼は、この打撃く災害に對

しては、組合かえのおもな点につきましてその概要を御説明申し上げたのであります。最後に、この予算は、實際に行い得る最高の施策を織り込んだ補正予算の組合かえであり、かつ實際に実行しなければならぬものであります。政府は一刻も早くわれ／＼の組合かえの趣旨を了とせられ、この組合かえの趣旨に沿われんことを希望いたしますのであります。(拍手)

以上は、組合かえのおもな点につきましてその概要を御説明申し上げたのであります。最後に、この予算は、實際に行い得る最高の施策を織り込んだ補正予算の組合かえであり、かつ實際に実行しなければならぬものであります。政府は一刻も早くわれ／＼の組合かえの趣旨を了とせられ、この組合かえの趣旨に沿われんことを希望いたしますのであります。(拍手)

○議長(堤原次郎君) これより討論に入ります。葉梨新五郎君。

○葉梨新五郎君 たいいさ議題となりまして昭和二十八年年度一般会計及び特別会計の補正予算案に対し、自由党を代表し、政府原案に賛成の意を表し、左右両派社会党提出の組合かえ案に反対いたしますのであります。(拍手)

あらためて申し上げるまでもなく、今回の補正予算は、本年六月の西日本水害を初め全国的に相次いで起つた

風水害に対する復旧、東日本を襲つた冷害に対する救済等のため、急速に国家が支出を必要とするところから提案されたものであります。この天災による被害は、わが国未曾有の規模及び深刻なものであり、罹災者に対し深く御同情にたえないものであります。一日も早く物心ともに立ち直られ、家業にいそまれるより折つてやまないものであります。今回政府が急遽臨時国会を開き、追加予算計上の緊急処置をとられたことは、もとより当然のこととは申しながら、まことに適切な処置であると存じます。

今回の補正予算に対し賛成いたす最も大きな理由は、罹災地国民を水害、冷害等による生活不安より救うとともに、次年度増産に安心して対処し得ることを眼目としておる反面、わが国におけるインフレ進行の抑制に対するきわめて深い考慮が払われていることとあります。わが国の経済は、ドッジ方式採用後、通貨安定を根本方針として進んで参りました。政府の財政もいわゆる健全財政の強い線をたどつて参つたのであります。それが、朝鮮動乱以後、いわゆる特需による需要の増大のために物価の上昇を来し、インフレ的傾向の発生を否定することができなかつたのであります。この傾向は、休戦協定成立後もかわることがなかつたのであります。特に本年の風水害、冷害等のため、食糧、建築資材その他か

なり高騰を見ておるのであります。世界における物価水準はおおむね下落の傾向をたどつてゐる際に、ひとりわが国のみ物価高を示しておりますことは、国民の消費生活を脅かすのみならず、国際市場における輸出競争にも不利を招き、国際収支を悪化させることになるのであり、インフレの進行は厳にこれを戒めなければならぬのであります。今回の災害はまれに見る深刻なものでありますだけに、もし災害復旧のために短期間に巨額の支出を行いますならば、勢い国庫資金の流出によるインフレが激化したしまして、その災いを受けるものは特に農村においてはなほだしくなるおそれがあるのであります。政府が災害復旧に必要な追加予算額を五百億に抑えて、当初予算との合計額を一兆億以内にとめ、諸般の情勢を勘案いたしましたれば大體妥当な線ではないかと考えられるのであります。もつとも、復旧に要する国庫支出は、災害の現況にかんがみまして多いに越したことはないものであります。今も申しますような財政インフレ抑止の見地からいたしますれば、この程度にとどめるのが適当であると認められるのであります。

政府のインフレ回避の財政方針は、ただいま述べました通り、財政規模を最小限度に食いとめたばかりでなく、その財源措置においてもこれを明瞭に

見ることができるのであります。すなわち、今回の追加予算の財源を見まするに、三百億圓はこれを租税及び印紙収入の増収、すなわち租税の自然増に求めておるのであります。この三百億圓は、補正総額五百十億圓の約六割、また補正歳入総額の約九割に当るものであります。最近の物価上昇傾向、消費の増大、給与の改善等から見て、この程度の租税の増収は決して不当でないと思つておられます。今回政府が剰余金に全然手をつけず、かえつて経費の節約百六十六億圓をもつてこれに充てておることは、きわめて歓迎すべき財政措置であります。

次に、補正予算の支出の時期的順序あるいは会計技術的の面から見ても、政府の措置はまことに適切であると存じます。元来、継続的経費としての災害予算は、通例当該年度内に二、次年度五、第三年度三の比率をもつて支出される慣例であります。しかし、これは、災害の発生が多くは大体九月、十月のころになりますので、かかる比率が出たものであります。今回の水害は例年よりはるかに早く、六月ごろより発生いたしましたため、政府が今回この比率を変更して三・五・二としたことは、今回の災害復旧の現実と合致したものと認められるのであります。しかし、実際にあつたのは、地域により、被害の性質、程度等により、相当弾力性あるものとすることとてございませう。

すので、この点からも政府の予算措置に賛意を表するものであります。今回の災害対策費として計上されておりますものは百十五億でありましたが、もとよりこれは多くは事後における善後措置でありまして、当面の回復対策にすぎないのであります。根本的には耕土の培養、耕種の改善、自給肥料の対策等の諸施策をとるほかに、広く国民食生活改善の対策をさらに積極的に行う必要があると思つておられます。これについては、さらに次期予算において、財源の許す限り十分考慮されることを期待しておるものであります。

以上のごとき見地から、自由党といひましたは政府提出の補正予算原案に賛成いたすものであります。

なお、両派社会党からは政府原案に対する組みかえ要求の動議が出ておりますが、国の自衛権を放棄するにひとしい財源措置を基幹とした組みかえ案であるばかりでなく、さらに左右両派社会党間における根本的食い違いを調整するにとまもなく編成提案せられたものであります。すなわち、組みかえ要綱歳入の部を拝見いたしますと、第八項に保安庁経費の削減四百四十億の残額百七十億におきまして、この削減残を左派の諸君は保安隊解散に伴う善後処理費に使うと言います。右派の諸君は旧警察予備隊程度の経費として留保すると明記してあります。左右両派

社会党は、かかる矛盾横着せる、実行不可能なる組みかえ案を提出しておるのであります。(拍手)先ほど予算委員会におきまして討論に立ちましたわが党の西村理事は、社会党の諸君は、かような案を出すことは精神分裂症に陥つてゐるのではないかと断定を下したのであります。(拍手)これでは、公党の面目はどこにあるのか。われわれは、社会党両派の諸君が、もつと真剣に、よく財政の基本にかんがみ、かつよくその両派間の調整をとつて、真に実行し得る見込みを立ててから提案されんことを要望するものであります。(拍手)すなわち、私どもはかような組みかえ案には賛成するわけには参らないのであります。(拍手)

以上、私は政府提案の補正予算案に賛成いたし、左右両派社会党の組みかえ案に反対いたすものであります。最後に一言政府に希望を申し述べておきたいと思つておられます。

罹災地の救援は一日もゆるがせにすることを許さないのであります。よつて、政府の支出はすみやかに実現するよう留意せられると同時に、なお実際の支出使用にあつては、あくまでも、いわゆる乏しきをわかつの精神に徹底して、効率的な使用に心がけられんことを希望するものであります。

以上をもつて私の討論を終ります。(拍手)

○議長(堀江次郎君) 伊藤好道君。

〔伊藤好道君登壇〕

○伊藤好道君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、政府提出の一般会計予算補正(第一号)に反対し、社会党共同提出の組みかえ要求の動議に賛成の討論を申し上げたいと存じます。(拍手)

政府、与党を初め、改進黨などの諸君は、口を開けば救済々々と叫んでおられるようですが、はたして政府提出のこの補正予算案は救済のため予算であると呼ばれ得るでありましようか。私は、災害対策費の規模からいたしましても、その内容から見ましても、救済どころか、農民生活をますます窮乏せしめるものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政府の補正予算は、申し上げるまでもなく、風水害対策費として三百億圓を計上しておるにすぎませう、最低限に見積られた政府査定災害対策に要する経費一千八百億圓に対し一割七分にも足りません。しかも、大蔵省は、かつてこの千八百億圓の金額を千五百六十五億圓に削減し、三百億圓はその二割に当ると称しておられるようであります。この種予算の通常の建前でありまして、この種予算の通常の建前でありまして、初年度三割計上の原則をわづ／＼二割に引下げると、本年度のたび重なる災害は軽微なものでございませうか。政府及び保守党の諸君は、本年度は異常な災害であると称しておられますが、その意味は、われ／＼の常識と違ひまして、異常に軽微なものでも解されているのでございませうか。われ／＼は諸君の頭脳が少からず変動を来しておるのではないかと疑わざるを得ません。(拍手)

社会党の共同組みかえ案は、これに對しまして、政府の正式に認めておる千八百億圓は過少であると思つてございませうが、一応これを承認し、災害対策費支出の慣例である三・五・二の原則にのつとつて五百四十億圓の所要経費を算出し、さらに本年の異常災害たる特質を、変動を来さない冷静な頭脳で勘案いたしまして、一割程度、六十億圓を加えて、すなわち六百億圓、すなわち政府案の二倍を計上した次第でございませう。また、災害対策費にいたしましても、政府及び保守三党の諸君の承認される予算案は、農業保険費の四十五億圓を削つて百十五億圓にしたにすぎず、両者を合せてわず／＼二百億圓にすぎませんが、共同組みかえ案は、災害対策費百三十億圓、農業共済保険費入れ百五十億圓、合せて二百八十億圓を計上いたしております。従ひまして、政府補正案の救済費はわず／＼に五百億圓であります。共同組みかえ案は八百八十億圓を計上しております。どちらが災害に悩む農民と農業を救ふとする熱意に燃えておるかは、これによつて明白であると私は信じます。(拍手)

しかも、この点に關して見のがすことのできないのは、政府の原案における既定経費削減の内容でありまして、政府案には、公共事業費三十九億圓、食糧増産対策費二十億圓、合せて五十九億圓が削減されておるのであります。従つて、政府案の災害対策費の实体といたしましては、この分だけ三百億から差引なければならぬのであります。そうすれば、政府の対策費の総計はわずかに二百四十一億圓となります。(拍手)これは千八百億圓の、政府の正式に認めた災害対策費に對しまして、実に一割三分にすぎないのであります。これをもつて災害対策費として間に合うなどと言われましては、これは欺瞞と申さなければならぬと思ふのであります。(拍手)

政府は、その後、これに對しまして、保守三党の協定により、復旧事業の進行に伴つて、その必要に應じ、実情調査の上、資金運用部資金等より融資すると称しておりますが、つなぎ融資の利子補給についても同様な態度をとつておられるようでありまして、成行きまかせの、このような不確定なやり方によりましては、とうてい満足な災害対策にならないことは申し上げるまでもないと思はれます。(拍手)大蔵大臣の郷里におきましては、いままお朝夕二回ずつ海水に襲われておる罹災農民が多数あるのでございますが、大臣ははたして、こんなすずめの涙は

どの予算をお出しになりました、これに罹災農民に合せるお顔があるのであります。もしやうかと私は申さざるを得ません。(拍手)これに對しまして、社会党の共同組合かえ案は、前に申しました災害対策費、冷害対策費、農業共済保険繰入れ、合計八百八十億圓に加えて、農林金融公庫出資の増加や、つなぎ融資の利子補給金をも計上しておる次第であります。これらを合計すれば実に九百一億圓の財政支出を行わんとするものであります。文字通り救済の名に値する予算であると申し上げる次第でございます。(拍手)

さらに、われ／＼の持論であります。米の生産者価格一萬二千元、消費者価格すえ置き等、さらに現在政府が糊塗されておる食糧特別會計の赤字百億圓を埋め直すために、共同組合かえ案は食糧特別會計繰入金金を三百億圓計上しております。これこそは、本年わが國の直面する重大な課題である食糧不足に對しまして、生産者の立場からも、消費者の立場からも、最大の対策でなければならぬと思はれます。(拍手)政府の補正予算が、この点につきまして、いまだ何の対策をも予算上講じておらない点につきましては、われ／＼の案との間にはまさに雲泥の差があると私は申したいのであります。(拍手)

の國民のことは全然考慮してありません。すなわち、政府は、公務員に対する人事院のベース・アップの勧告に對しまして、法律を蹂躪して、いまだに予算措置を講じておりません。この勧告は、申すまでもなく、すでに四箇月以前に行われておるのであります。政府の態度は、怠慢どころか、無法じ／＼のやり方であると思はなければなりません。(拍手)また国鉄、全通、全電、全専売、全農林、全印刷、造幣、アルコールの入つの分野に對しまして仲裁裁定がつとに行われておりますが、これに對しまして、政府の補正予算は一文も計上してありません。これら公務員や公共企業体の諸君は、憲法に保障されたストライキ権を剝奪されたか、勧告や裁定によつて生活の不安と悪化を幾らかでも防止することに法律上きまつておるのであります。それにもかかわらず、政府がこのように勧告や裁定を無視して予算措置を講じないといふことは、それが法律を蹂躪する態度であるのと同じか、低賃金下に苦悩しておる労働者諸君の生活を無視したとして、苦しければやつて来いという挑戦的な態度とも言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)ことに、政府は、補正予算におきまして、その財源において二百億圓もの源泉所得税の自然増収を求めておられて、勤労者の生活はますます困難とならざるを得

ません。これに對しまして、共同組合かえ案が、仲裁裁定をそのまま実施いたしますとともに、勧告に對しまして本年八月よりこれを実施するよう予算措置を講じておりますことは当然のことでございますが、政府、保守党に對決いたしました、われ／＼の大いに誇りとするところでありまして、(拍手)そのほか、苦しい年の瀬を迎えまして、期末手当一箇月半分の支給、地域給、寒冷地手当の是正をわれ／＼が行つておることは、見のがされてはならないと思はれます。

第三に、政府は、最近における日本経済の不況の深刻化、また日本銀行を中心とする金融の引締め政策によりまして、年末を控えてどうして経営難や生活難を切り抜けるかと頭痛はち／＼の中小商工業者のことについても何ら考慮してありません。これは、死んでしまふの放言居士を手党の政調会長に持つ政府の補正予算案としては当然のことかもしませんが、(拍手)われ／＼國民の利害をみずからの利害と考える政治家にとつては、とうてい考えられない冷徹な態度であると私は申さなければならぬと思はれます。(拍手)これに對し、社会党の共同組合かえ案は、中小企業金融公庫、國民金融公庫の出資増といたしまして合計百億圓を計上しておりますことは、もちろん十分ではございませんが、真に國民のためにある政治家の態度であると申さなければならぬと思はれます。(拍手)

そのほか、社会党の共同組合かえ案は、災害のために財政難に陥つてゐる地方自治体を救うために平衡交付金を計上しております。目下各地方で推進されている町村合併についても考慮して予算措置を講じております。問題の李ラインの件につきましては、被害救済費の利子補給等の関係費を計上してありますことは、まことにかいゆい／＼に手の届いた措置であると思われ／＼は信ずる次第でございます。(拍手)

政府は、財源がない、財源がないと称しておられますが、財源はないのであります。探せば幾らでもあると私は信じます。それは申すまでもなく、防衛関係の諸費用を削ることでもあります。すなわち、社会党の共同組合かえ案は、平和回復善後処理費、保安庁費、防衛支出金、安全保障諸費、連合國財産補償費に對しまして、その未使用分一千百七十億圓と想定されるものを削減しておるのであります。このような非生産的な経費を切りとりまして、すでに申し上げましたように、國民生活の安定と日本経済再建のための緊要不可欠な経費に充てましたことは、社会党共同組合かえ案の全体を貫く基本的建前でございます。政府の補正予算案及びこれに賛成される保守党の諸君に對しまして、われ／＼社会党が正面から大いに對決したいところであります。(拍手)今や未曾有ともいふべき全日本を襲つた災害の中におい

て、われ／＼は大砲かバスターかそのい
ずれをとるかの大なる岐路に立たさ
れていると信じます。そうして、われ
われは、断固として国民大衆とともに
バスターの道を選ぶことによつて生活の
安定と経済の再建をはかりたいと信じ
ます。

なお、共同組合かえ案は、政府補正
予算とは違ひまして、公共事業費や食
糧増産費の削減をいたしませんかわり
に、ともすれば濫費されやすい物件
費、旅費を一割削減して財源に充當し
ております。また政府案のように、住
宅金融公庫の出資を減らして、たださ
え困難な住宅問題を悪化させるような
大衆生活圧迫の態度をとつておりませ
ん。

皆さん、われ／＼は、日本の経財と
財政の現状及び前途に対しまして、今
日重大なる危機の念を禁し得ないもの
があります。その中心的問題は、申
すまでもなくインフレーションの危険
であります。政府の補正予算案は、一
兆円をわずかに九千二百四十四万一千
四下まわる数字を掲げることによりま
して、あたかもこのインフレーション
の危機を抑えようとするかのようでござ
います。しかしながら、インフレー
ションがこのような現狀に類した措置
によつて抑止することができぬもので
ありますならば、われ／＼は何も危険
だの危機だのと申す必要はございませ
ん。インフレーションの危機は、生産

に役立たないどころか、それをむしろ
阻害する防衛関係費、われ／＼の言う
実質上の再軍備費が、現在すでに財政
の中において巨額に上つております上
に、今後さらにそれが急速に膨脹せん
とするところに根本的な原因があるの
でございませぬ。

吉田内閣が今全力を傾けて獲得しよ
うとするいわゆるMSAの援助は、日
本の財政にとりましては、従つて経済
にとりましては、何らの援助ではあ
りませぬ。MSAによる援助は、完成
兵器の供手と兵員の訓練費にすぎませ
んが、それも手ぶらではもらえないの
であります。われ／＼がその兵器を使
い、訓練を受ける兵員を増加すること
を条件とし、その度合い、程度に應じ
まして、あるいは若干の経済援助、そ
れも特需的性質の援助が与えられるこ
ともあるといふにすぎないのでありま
して、他方における兵員の増加に伴う
日本財政の膨脹、それを負担する日本
の経済のマイナス、輸出貿易の対米一
辺倒のための不振、従つて生ずべき国
民生活の悪化をどういふカバーできる
ものではございませぬ。(拍手)従いま
して、われ／＼は、今日MSAの援助
を受けることによつて、さらに増税を
強化されるか、公債を発行されるか、
それとも両者が並行的に行われるかと
いう重大な局面に直面しているのだと
思います。(拍手)しかも、自衛隊とか自
衛軍とかいふ言葉をもつてそうした軍

事實を制限できるものにより、政府
与党や保守党の諸君は考へておられる
ようではございませぬが、相手に對して
みずから軍事力によつて守らうとする
以上、軍事費が相手次第で無制限に増
加するであらうことは、その本質上當
然でありますし、また古今の歴史がこ
れを証明しております。(拍手)

加ふるに、国の財政は、今日、増税
ではなくて、逆に減税を強く要求され
ております。特に所得税その他直接税
がしかりでございまして、政府は、従
つて間接税、消費税の増徴に手を染め
ようとしてゐるのを見られますが、
それは大衆生活の重大な圧迫であるこ
とは申すまでもありませんし、それに
はおのづから限度があります。また、
特にこの際われ／＼は、それが物価を
引上げるものであるといふことを強調
しなければなりません。(拍手)日本財
政は、次第に無制限に増加するであろ
う公債発行と、さらに輸出貿易の不振
による為替の低落という根本的なイン
フレーションの原因に加えて、こ
の増税面もまたインフレーションの原
因を持つものであります。われ／＼
は、政府補正案に對しましては、イン
フレーションを招来するものであると
いう点から、強くこれに反對しなけれ
ばならぬのであります。(拍手)

これに對しまして、社会党の共同組
みかえ案は、働く者の生活を安定さ
せ、その基礎の上に直接生産の増加、
特に食糧の増産をはかり、進んでは経
済再建をはからんとするものでありま
して、まさにインフレーションの危機
を打開し得る唯一の道であると信じて
疑ひませぬ。どうか御賛成を希望いた
します。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 赤澤正道君。
〔赤澤正道君登壇〕

○赤澤正道君 私は、改進黨を代表い
たしまして、今回政府提出の補正予算
案に、しづ／＼ではありまするけれど
も同意をいたし、社会党両派の共同組
みかえ案に反對をいたすものでありま
す。

去る六月三十日災害対策特別委員会
が設置せられました以来、六、七月の
西日本災害の救済と復旧を中心に、夜
に日を繼いで特別立法の起案に着手い
たしたのであります。災害地出身の議
員はもちろん、あの悲惨なる実情をま
のあたり調査したわれ／＼は、その復
旧の一日もすみやかならんことを心に
念しながら、文字通り寝食を忘れて努
力を傾注いたしましたのであります。その
成果は日ならずして実を結び、災害関
係二十四の法律は、八月七日、満場の
拍手をもつて両院を通過いたしましたし
た。打ちひしがれた罹災者の諸君が、
困難のうちに一縷の希望を見出し、
地獄に仏と喜ぶ姿をまぶたに浮べ、わ
れわれもまた党派を越えて、適用地域
の指定に、あるいはこれが予算措置の
万全について誓つたのであります。し

かるに、天はわが民族にいかなる試験
を与えようとしてか、八月に入つてさ
らに災害が起り、九月には、とどめを
さすかのごとく、中部日本に十三号台
風が荒れ狂つたのであります。その結
果、公共施設はもちろん、数千町歩の
田畑はいまなお波浪のもとにさらさ
れ、これが復旧には二百億円の巨費を
必要とする現状であります。また一
方、災害の少かつた東日本は時ならぬ
冷害に襲われ、収穫皆無の地方は隨所
にあり、ここにもまたどん底生活が展
開されている。われ／＼は、この試験
に耐え、刻々増大する被害の実情を調
べて、特別法の予算化に努めて、被害
命の努力を払つたのであります。被害
総額のうち国庫負担となるもの、当初
水害にあつては一千八百億円と予定
し、冷害にあつては百三十億円と算定
したのであります。しかし、わが党
としては、水害の復旧についてはこれ
を三年間に完成するものとし、その比
率を三・五・二として、これが財政措
置を政府に要求する決意をいたしましたの
であります。この基本となる一千八百
億円については、しさいに検討いたし
ましたところ、文教、厚生関係の諸費
並びに将来の見込額等を含んでおりま
すので、これを控除いたしまして、十月
五日現在千五百六十五億という数字を
確定した次第であります。しかるに、
政府は、これに對し、初年度三百億円
を補正予算に計上する意圖を明らかに

いたしました。これに冷害対策費のうち建設関係を加えると三百十二億円、この数字は千五百六十五億円の二割に相当いたします。初年度二割の予算をもつては、とうてい三年間で復旧事業を完遂することができません。そこで、他の一割百五十七億円について強力に政府に申入れをした結果、運用部資金その他からこれを融資する、但し、本件に限り例外的に、復旧事業の進行に伴い、その必要に応じ、実情調査の上、年度末までに利子補給あるいは免除の措置を講ずるといふ政府の譲歩となつたのであります。わが党としては、目下の政局並びに財政事情をも考慮し、党の基本方針三・五・二の割合は実質的には必ず貫徹するといふ決意のもとに、不満足ながらこれを了承いたした次第であります。

そこで、私は、政府に対し若干の希望を申し述べたい。もちろん、事業の進行に必要以上の予算を計上する必要はありません。しかし復旧の進行にブレーキをかけるようなことがあつては、悔いを千載に残す結果となるのであります。従つて、まず第一に、政府当局においては、かかる複雑な表現はともかく、今年度は万難を排して三割以上の復旧を敢行せらるるよう特に切望いたします次第であります。

第二に、災害のためのつなぎ融資は現在すでに百十七億円に上り、今回の予算面における災害対策費に比較し、あまりに巨大であります。つなぎ融資である限り、もちろん年度内に引揚げられるべき性質のものではありませんが、これを無計画に補助金から差引くときは、事業継続に重大なる支障を来すことは明らかであります。かかる場合は、事業主体に適切な指導を行い、復旧を順繰せしめることがないように十分注意していただきたい。

第三には、小災害の国庫補助についてであります。本件については、災害対策特別委員会において超党派的に政府と折衝し、公共施設被害総額の五割をこれが引当として支出することに ついて明確な了解があるはずであります。ただいま、自治庁並びに大蔵当局において、一応起債で処置し、爾後元利を補給するよう考慮中であると承知しております。これまた一日もすみやかにその処置を明らかにせらるるよう切望する次第であります。

また現下の財政事情より百十五億円に切り縮める政府案を了承せざるを得なかつたことをはなはだ残念とするものであります。政治は常に弱者を保護するために行われるものであると思ふ。今日新聞の報ずるところによれば、東北地方には再び人買いのブローカーが暗躍し、凶作農家の弱点につけ入つて、わずかな手数料で子弟を集めておるといふことであります。食糧確保にどんぐりやぐりを集め、弁当なくして

登校する小学校の生徒があると聞く。身売りの悲劇は例年よりずつと深刻になるだろうと言われております。かような事実が文明国に許されてよいわけのものではない。冷害地救済のため百十五億円あればと云ふ十分であるとする政府の見解を一応了承はいたしますけれども、各般の措置をあわせて、窮乏のどん底にある凶作地の農民を一日もすみやかに救済せられるよう切望する次第であります。

今回の災害は天災にあらずして人災と言われている。二十三年以来八百億円に上る過年度災害がいまだに復旧されていない現在、かかる大災害が今日起つても決してふしぎではない。しかも、これにこりないで、その復旧をさらに怠る場合においては、民族の破滅を来すような大災害が起ることは必然であります。今日の政治には確かに欠陥がある。大産業のみ栄え、大都市は幾らでも膨脹する。町には高級自動車があふれ、高級料飲店は超満員であります。しかも、災害、冷害引当の財源を探索努力もしないで、単にインフレーションに恐れて財政措置を講ずる。かようなことでは、わが国はいつまでたつても災害からのがれることはできないと思ふ。ただ、社会党両派の修正案のように、その財源を単に防衛関係諸費との組みかえに求める方法については反対をいたします。その理由は、われわれは、民族の独立と自由はみずから

の手で守るべきものであるという観点に立ち、これに要する予算の最小限は独立国として絶対必要であると確信をいたすからでございます。(拍手)

今日内閣には治山治水協議会が設置され、対策要綱をわれわれはもちろつた。なるほど、りつばな意見が箇条書きにたくさん書いてあります。しかし、いざとなつて大蔵官僚に任せられて実行できないような計画なら、最初からつくらぬ方がよろしい。私は、今回の災害、冷害を、ゆるみ切つたわが国の政治に天が与えた鉄槌であると考へておるのであります。私は、政府に対し、わが党の主張並びに特別委員会の悲願を十分に受入れられることを切望いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 稲富稜人君。(稲富稜人君登壇)

○稲富稜人君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました政府提出の昭和二十八年度補正予算案に対し反対し、両社会党共同の予算組みかえの動議に賛成のための討論を行わんとするものであります。(拍手)

政府は、本臨時国会を救済国会と称し、ただいま提案になりました補正予算を災害予算と称しておられるのでございませう。しかるにもかかわらず、補正予算に計上されました予算は、風水害対策費わずか三百億円、冷害対策費

わずか百十五億円のみでございます。(拍手)これは、罹災者及び被害者ともに私たちの最も期待しておりましたそれに反した、実に僅少なる予算であると言わなければならぬのであります。(拍手)何となれば、本年六月から九月にわたつて、西日本、近畿地方及び北海道を襲いました大水害と、さらに九月に近畿及び中部日本に襲いたしました台風第十三号による災害と、東日本一帯を襲いました冷害は、その損失総額実に数千億という膨大な数字に上つておるのであります。まして、かくのごとき大災害に対して、政府がかくも僅少なる予算を計上し、災害地の声を馬耳東風と聞き流したことは、私たちの最も遺憾とするところでございます。(拍手)

政府は、今次の風水害並びに冷害に対して、これが国民生活やわが国経済に与える影響をあまりに過少に評価し、国家非常時であるという認識がきわめて稀薄であると言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)これがゆえに、小笠原大蔵大臣は、災害予算を多く支出することはインフレを助長することになり、通貨安定のためにおもしろくないと言つておるのでございます。その結果は、大蔵大臣がいわゆる一兆億円予算を固執し、いたずらに一兆億円内の予算編成にとらわれ過ぎておつて、一切の災害対策をこの範囲内でやらんとおるところに、予

わが党は、今次の風水害並びに冷害に対して、これが国民生活やわが国経済に与える影響をあまりに過少に評価し、国家非常時であるという認識がきわめて稀薄であると言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)これがゆえに、小笠原大蔵大臣は、災害予算を多く支出することはインフレを助長することになり、通貨安定のためにおもしろくないと言つておるのでございます。その結果は、大蔵大臣がいわゆる一兆億円予算を固執し、いたずらに一兆億円内の予算編成にとらわれ過ぎておつて、一切の災害対策をこの範囲内でやらんとおるところに、予

わが党は、今次の風水害並びに冷害に対して、これが国民生活やわが国経済に与える影響をあまりに過少に評価し、国家非常時であるという認識がきわめて稀薄であると言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)これがゆえに、小笠原大蔵大臣は、災害予算を多く支出することはインフレを助長することになり、通貨安定のためにおもしろくないと言つておるのでございます。その結果は、大蔵大臣がいわゆる一兆億円予算を固執し、いたずらに一兆億円内の予算編成にとらわれ過ぎておつて、一切の災害対策をこの範囲内でやらんとおるところに、予

わが党は、今次の風水害並びに冷害に対して、これが国民生活やわが国経済に与える影響をあまりに過少に評価し、国家非常時であるという認識がきわめて稀薄であると言わなければならぬと思ふのであります。(拍手)これがゆえに、小笠原大蔵大臣は、災害予算を多く支出することはインフレを助長することになり、通貨安定のためにおもしろくないと言つておるのでございます。その結果は、大蔵大臣がいわゆる一兆億円予算を固執し、いたずらに一兆億円内の予算編成にとらわれ過ぎておつて、一切の災害対策をこの範囲内でやらんとおるところに、予

算額成上の大きな矛盾があると言わなければならぬのであります。(拍手)すなわち、さきの第十六特別国会において災害に対する二十四の特例法が成立したのであります。これに對して、一部の官僚の中には、この特別立法を選挙区のために議員が立法したのであると非難しておる者もあるのでもございます。しかしながら、これは災害の事情を知らざる者の言でありまして、私たちの最も遺憾とするところでございます。私たち議員は、いやしくも、かくのごとく多くの国民が悲惨のどん底にあえいでおるとき、この災害を利用して政争の具に供しようとか、あるいはまた選挙かせぎをやるうといふような、かきうな狭小なる考えは毛頭持ち合せないことを、われわれは同僚各位とともに明言申し上げたいと思うのであります。(拍手)あの、食うに食なく、住むに家なく、耕すに土地なく、ただ茫然自失の状態にある罹災国民を見るとき、だれが涙なくしてこれを黙過することができましようか。私たちは、一刻も早くこの窮状から国民を救い、これらの罹災者を一日も早くこの不安から解放し、希望を与え、次の生産に挺身させることこそ、最も国家的見地から必要であると痛感したのでございます。(拍手)この結果が、すなわち超党派の議員立法として成立したものでございます。

しかるに、政府は、その当時、災害当初は、大野国務大臣を現地に派して、その現地の中間報告において特別立法措置の必要なることを力説せしめたのでございます。その後政府は、この立法化には一つも熱意なく、怠慢に怠慢を重ねた結果、われわれはこの緊急性と非常性を痛感いたしました。この特別立法の成立を見たことは、政府もまさか否定はなさらないだろうと存するものであります。(拍手)しかるに、政府は、一旦この特別立法なるものができると、行政措置である政令の範囲を縮小せんとし、あるいは被害実地査定においてこれを圧縮し、一兆億円の予算を目標にその損害額を不当に圧縮したときは、私たちの断固として排撃しなければならぬところであります。(拍手)

さらに、政府は、水害地対策特別委員会が超党派的に決定いたしました災害復旧に対する国庫負担分を千八百億円とし、三箇年に三・五・二の割合において支出せんとする真に適切な処置を無視しまして、国庫負担額を千五百六十五億円に押えて、三百億円の計上をあえてしたといふのであります。この災害に対する政府の処置に對しましては、良心ある者でありましたならば、おそろしく反対でありましよう。ただ、これに對しましては、政府と大蔵省の官僚のみが喜んでおるだろうと言つても過言ではないと思ふのであります。(拍手)

一國の政治をつかさどる政府としてなすべきことは、まず第一に、悲痛に泣きあえいで何らの希望も生くる力も持たないところの罹災者に生きる力を与え、暗黒の生活に一条の光明を呼び起すことであると思ふのであります。かくのごとき基本問題を忘れ、災害を無視し、いたづらに臨時国会開会を遅延させ、口にのみ救済国会を唱えて、その実なき国会を召集して、不正なる予算の上程を見たるときは、私たちの断じて承服できないところでございます。(拍手)かくのごとく、あらゆる見地から超党派で決議した災害救済のすべての措置は、政府の予算によつて完全に無視せられたのであります。しかるに、保守三党がいわゆる三派協定と称するものを発表しますや、政府はただちにこれに賛成し、政府と大蔵大臣とが全責任を持つと言つた予算をわすれ三日で修正し、国会にある予算の審議権と修正権を無視するといふ態度に出て来たのであります。これは、さきにわが党の中井君が指摘しましたごとく、実に憲法の精神を蹂躪したことは、いまさら言うまでもないのであります。(拍手)さらに、保守三党の協定の予算に對しまして政府の答弁を要約いたしますならば、国庫負担額は政府の主張する一千五百六十五億円とし、本年度に三割を支出しますが、予算面は依然として三百億円を計上し、残額百五十七億円は、やみ予算として資金運用部資金よりこれを融資するが、目下資金運用部には十分なる財源はないから、貯蓄奨励により財源を求めんとするのであると、かように言うのでございます。(拍手)さらに、事業の進捗状態に於いて支出するから、百五十七億は最高額である、あるいは支出しないので済むかもわからないとのことであり、これは明らかにやみ予算であり、欺瞞予算であると称することができるとでございます。私は、かくのごとき欺瞞予算に對しまして、よくも改進黨、分自兩院の方々が御賛成をなされたかに驚くものでありまして、(拍手)私たちは断固としてこれに對しては賛成するわけには参らないのであります。

かくのごとく、政府の災害の事情を無視した態度こそ、本補正予算に對して私たちが反対する第一の理由でございます。次に、政府は災害の認識において基本的に違つておるのであります。本予算の作成にあたりまして、財源がないという理由に、災害予算を不当に圧縮しておるのであります。政府は、財源をつくるにあつて、公共事業費、食糧増産費の削減をやつたのであります。かくのごとき既定経費の節約を災害予算に振り向けることは、明らかに大きな矛盾であるのであります。何となれば、恒久的な公共事業費、治山治水対策費の多年の圧迫が今次の災害を招来したことをまじめに反省するならば、今次の災害が人為的災害であつたとさ言われる根本原因を熟知することができるのであります。かような公共事業費の圧縮をもつて災害予算の財源にするがときは、最も遺憾であり、誤謬と言わなければならぬのであります。(拍手)これすなわち、私たちが第二の反対の理由とするところであります。次に、政府は財源がないと幾たびか明言されました。ここに一例をあげると、防衛関係費の七月の残りは、防衛支出金、安全保障費、保安庁費、平和回復善後処理費、連合国財産補償費等、合計一千八百九十五億にも上つておるといふ事実を指摘することができるのであります。すなわち、保安庁費に至りましては、当初予算で組まれた八百億円のうち、六百十五億円は未使用の状態にあるのであります。かくのごとき予算を財源に見てこそ、初めてまじめな災害予算であると言ふことができるのであります。この財源を政府は何ゆゑに使用しなかつたか。(拍手)かくしてこそ、国民も真に祖国再建のために尽さんとする気構えが生じて来るものであると存するゆゑんであります。ここに私たちが再軍備よりも国民生活の安定を主張するゆゑんであります。かくのごとく財源は十二分にあるのであります。財源がな

いという理由でこれを頼らんとすることとは、これまた国民のひとしく承服できないところであります。私たちが第三に反対する理由であります。

次に、政府は、災害予算を少額に圧迫した理由として、インフレ傾向の抑制と通貨の安定のためであると呼んでおられるのであります。しかるに、災害、冷害対策費は、これを短期的に見るならば、あるいは資金の散布となり、インフレ傾向を助長するかのごとく見えるかもしれないが、これは長期的に見、かつわが国経済の食糧増産による経済自立の立場から見れば、決して資金の散布ではなく、かえつて資金の蓄積になるのであります。また、(拍手)私は今日窮乏に泣き、災害に苦しんでおる農民を救済することこそ、わが国経済自立の緊急事であると信ずるのであります。資金の散布が農業生産の増強と結合するとき、これはインフレと何らの関係がないのであることが明らかにするのであります。政府の予算編成に対する私たちの第四の反対理由はここにあるのであります。

(拍手)
次に、政府は、このたびの補正予算を第一次、第二次と称して、第一次を災害関係予算にのみ限定し、あらゆる政治的問題を含んでいる予算を第二次にまわしているののであります。すなわち、人事院勧告の完全実施、仲裁裁定の完全実施、国家公務員、地方公

務員の年末手当の支給、また窮乏にあえぎ崩壊寸前にある零細中小企業者に対する切実なる年末融資の問題、あるいはまた農民の言う米価の二重価格制度の実施等、災害、冷害にひとしきこれらの予算を第二次という名目で、見通しもなく、ただ将来に持ち越したのであります。これはひとえに吉田内閣がかくのごとき問題に対する誠意と決意を持たないことを証明しているものであります。その政治的意図を如実に示しております。吉田内閣はこの政治的責任を国民の前に謝さなければならぬと思つております。われ／＼は、組みかえ動議によつてその趣旨を明確にしたごとく、災害を中心として、さらに労働対策、中小企業対策を追加し、迫り来る深刻なる不況を克服せんとするものであります。かくすることによつてのみ、大蔵大臣の言うインフレを抑制し、通貨の安定を期待することができ、さらにわが国の経済自立に寄与せんとする補正予算となる

ことができるのであります。最後に私は申し上げたいのであります。現下わが国は内外ともに重大なる時期であるのであります。すなわち、内には、まれに見る風水害、さらに冷害等によつて大凶作となり、農民は耕すに土地なく、労働者は働くに職なく、食するに物なく、中小企業者は不況のどん底にあえぎ、いわゆる災害に加えて平和不況が到来しているのであ

ります。外には、池田・ロバートソン会談を中心とするM.S.Aの交渉が進展し、一方国際的には、共産党の平和攻勢のあらしが吹きまわつているのであります。かくのごとき重大なる時期に対処して、政府は、名ばかりの救済国会を開き、名ばかりの災害予算を計上して、あらゆる重大なる問題を一日と遅延せしめているのであります。災害予算はきわめて不誠実であり、重要問題は未確定のまま見送られているのであります。思うに、政府は、災害予算の美名のもとに、あらゆる政治問題をカバーして、欺瞞政治を行わんとする

ために、一切をカモフラージュするたに、この災害予算を国会に提出せしめたのであると言つても決して過言でないと思つております。(拍手)救済国会は、かくして農民を利用し、災害を利用して、政府がその政治的危機を切り抜けるために行つたのであると言つても決して言い過ぎの言葉ではないと思つております。(拍手)かくのごとき吉田内閣の政治が行われますならば、わが国はもはや亡国あるのみという言葉も過ぎたものではないと存するのであります。

私は、以上の見地から、非常緊急の問題であり、わが国人口の約半数を占める農村を救済する意味から、災害予算の増額を要求し、あわせて公務員給与、年末手当、仲裁裁定の実施を要求し、政府案に反対し、組みかえ案に賛成をいたしました。私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 森幸太郎君。
〔森幸太郎君登壇〕
○森幸太郎君 私は、自由党鳩山派を代表いたしまして、ただいま議題になつております補正予算案の委員長報告に対して、若干の意見を付して賛成の意を表するものであります。

本年の風水害及び冷害が未曾有の大災害でありましたことは、いまさら申上げるまでもないのであります。これが災害復旧及び冷害対策は国政上最も重大な問題でありまして、急速に万全の措置を講じなければならぬところでありました。今回政府が国会に提出されたところの補正予算案は、われ／＼として必ずしも満足すべきものではありませんが、ただ、われ／＼は、この問題がとうてい遷延を許さない、きわめて焦眉の急務であります。がゆゑに、災害対策特別委員会及び農林委員会において超党派的に検討を加え、その結果得られた目標の線に沿つて政府の善処を求めて参つたのであります。が、大体において政府もこの要望をい

れたので、結論として本案に賛成の意を表するものであります。すなわち、災害対策につきましましては、災害対策特別委員会において、特例法適用地域指定の問題及び災害復旧事業の年度割について、初年度三、次

年度五、三年度を二とすることに結論を得ましたので、そこでわれ／＼はこの線に沿つて政府にその実現方を迫つたのであります。その結果は、まず以上の点に関する原則についてはこれを承認し、その実行方法として、本補正予算に計上せられた以外の不足額百五十七億圓につきましましては、資金運用部資金の融通その他によつてこれをまかなうものであることを言明されたので、一応この政府の言明を信頼するものであります。この点については、かねてよりわが党が強く主張したこと、この機会に重ねて政府の言明に万全を期せられんことを要望いたします。また、冷害対策につきましても、今日までの審議を通じて政府が約束づけられた諸点については、絶対に信義に基いて逐一実行に移されることをここに強く要望いたします。

右のような次第で、われ／＼といったしましては、災害、冷害対策はきわめて刻下の急務であることにかんがみ、これが実施上については政府において万全を期せられんことを要望いたします。そして本案に賛成の意を表するものであります。

なお、社会党西派の提出にかかる組みかえ動議に対しましては、その御努力に対しては敬意を払いますが、遺憾ながら反対を表明する次第であります。

一九六

○議長(堤康次郎君) 館後三君。

〔館後三君登壇〕

○館後三君 だいたい議題になりました。二十八年度補正予算の政府原案並びに両社会党の同組みかえ案の双方に対し、私どもは反対をいたすものであります。

私どもは、国民各層の現在望んでいる緊急諸要求をあくまで守り、これを貫徹することを私どもの基本態度といたしております。すなわち、災害、冷害緊急対策費三千億円、米の二重価格による食糧会計への繰入れ三百三十億円、公務員給与要求二万八千八百円、年末手当二箇月、国鉄等入公企の仲裁裁定の完全実施、失業対策費の増額、生活保護費の増額、住宅対策費及び住宅金融公庫への出資の増額、中小企業金融強化のため国民金融公庫及び中小企業金融公庫への出資増加などであり、直接及び間接の軍事費を中心とする財源措置によつて可能であるのであります。

すなわち、直接軍事費の本年度予算額及び昨年度からの繰越額は、防衛支出金予算額が六百二十億円、その繰越額九十一億円、保安庁費の予算額六百十三億円、繰越額二百八十一億円、安全保障諸費の繰越額五百三十一億円、合計二千三百三十六億円であるのであります。この支出実績は、第一・四半期及び第二・四半期で合計四百五十九

千二百万円でありまして、この差引が十月一日現在千七百三十億円であると私たちは計算しております。第二番目には、平和回復善後処理費のいまだ支払われざる金、これを私たちは百二十九億円と推定いたしておりますが、もちろんこれには繰越金五十九億円を含んでおるのであります。さらに連合国の財産補償諸費が約七十億円、旧軍人等恩給費のいまだ支払っていないものの推定額が約四百億円あるものであります。次に言いたいことは、道路費、港湾費を中心とする公共事業費中の軍事的、植民地的経費の推定額約二百億円と見ております。次に警察機構及びその人員の大幅削減、徴税費の削減等で約百億円を削減いたしております。さらに資金運用部資金、開発銀行等政府関係機関資金初め国家資金の軍事的使用の停止をすることでありまして、これによつて国鉄等公社への融資ないし起債が可能であると思つております。

第六番目には、外国為替特別会計の蓄積ドルのうちから少くとも三億ドル、すなわち千八千十億円くらいは見えてよいのではありませんか。さらに七番目には、軍需利得と独占利潤に対する高率累進特別課税をする。法人超過利得税の復活をする。さらに個人所得の高給所得に対する累進率の強化をやる。あるいは外資への特別高率課税等を内容とする税制の改正をやらなければなりません。八番目には、国費を濫

費する者、国費を不正に使用者に対して厳罰、重正し、会計規律を確立しなければなりません。以上のような基本的態度から、当然われわれは政府提出案に反対するものである。

この臨時国会に対する米日独占資本のねらい、従つてこれに仕える吉田政府の任務は、冷害水害対策費を初め国民の諸要求を徹底的に抑えつけることにあるのである。そのために、救済国会という美名をつけて、労働者と農民とを切り離すために、臨時国会を七日間で切り上げようとしておるのである。MSA施行下における救済政策といふものがどんなものであるかということ、政府提出の予算案の内容を見れば明らかになるのである。冷水害の被害総額は、とうてい調べ尽くすことはできないほど大きいのであります。まず民主団体水害対策協議会や全国知事会議及び各府県による調査分だけでも、僅に一兆億を超過しておるのであります。しかも、政府各省の被害報告額はわずかに二千六百二十億円である。これに対する大蔵省の査定額は、さらに下つて千七百七十五億円にすぎないではないか。大蔵省の査定作業は、何ら合理的な調査を基礎としておるのではなく、官僚の大まかな目見当で各省予算を天引きしておると私は言いたいのである。大蔵省被害査定額千七百七十五億のうち、国庫負担分は千五百

六十五億円となつておるのであります。これを従来の目安に従つて初年度十分の三とすれば、本年度は四百七十億円になる。しかも、政府の予算では、災害復旧と冷害対策を合せてたつた四百十五億円にすぎないではないか。しかもこの間、被害数字も査定額もだんだんと切り下げられてかわつて来ているではないか。かかるでたらめな各省要求に始まり、これが大蔵省の査定を経て、さらに一層でたらめな初年度の予算化が行われているのであります。しかも、過去の災害の実績のまだ復旧されない分は、治山関係で一千五百億円、治水関係では三千億円の巨額に上つておるのであり、さらに農地関係のいまだ復旧せざる分を年度別に見ますと二十四年度においては二四〇、二十五年度も二四〇、二十六年度には七二〇という驚くべき状態で、これらの上にさらに本年の災害のしかかつておるのであります。

次に、政府は官公庁労働者及び国鉄等入公社の給与改訂についてはまったく無視しておる。給与改訂のこの無視は、従来の例を破つたものであり、これは既得権を蹂躪し剥奪しておるものであると言わなければならない。すなわち、MSA現段階における公然たる賃金ストップを意味し、いわゆる特別待命制度の実施に現れた天引き首切り政策に対応するものであると言わなければならない。

さらに、補正予算案の財源はどうか。周知のように租税の自然増収のほとんどは勤労源泉所得税の増収によつてでき上つておるではないか。物価の上昇を追いかけて、しかも小刻みにしか上らない賃金の名目額は、はげしい労働強化の汗を条件としておるのであります。この汗への課税こそ自然増収の源泉であります。専売益金の増収はもちろん、いわゆる雑収入の増加もまた同様に国民収奪の強化を意味するものである。

○議長(堤康次郎君) 館君に申し上げます。小会派の代表として館君に発言を許しましたが、小会派代表の意見ではないとのことでありまして、これにて発言を遠慮願います。館君に申し上げます。あなたの御意見は小会派代表の意見でありますか。

〔館後三君降壇〕

○議長(堤康次郎君) これより採決に入ります。

まず、八百板正君外十四名提出、昭和二十八年度一般会計予算補正(第一号)の編成を求めめるの動議を採決いたします。八百板正君外十四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて八百板正君外十四名提出の動議は否決されました。

次に、昭和二十八年度一般会計予算補正(第一号)外一件を一括して採決いたします。

昭和二十八年十一月三日 衆議院會議録第六号 議長の報告

たします。両件の委員長の報告はいずれも可決であります。両件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて両件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

明日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時五十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	吉田 茂君
法務大臣	犬養 健君
外務大臣	岡崎 勝男君
大蔵大臣	小笠原三九郎君
文部大臣	大達 茂雄君
厚生大臣	山縣 勝見君
農林大臣	保利 茂君
通商産業大臣	岡野 清義君
運輸大臣	石井光次郎君
郵政大臣	塚田十一郎君
労働大臣	小坂善太郎君
建設大臣	戸塚九一郎君
国務大臣	緒方 竹虎君
国務大臣	大野木秀次郎君
国務大臣	木村篤太郎君
出席府委員	
内閣官房長官	福永 健司君
自治政務次官	青木 正君
外務政務次官	小龍 彬君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君
農林政務次官 篠田 弘作君

朗読を省略した報告

一、昨二日本院は商品取引所審議会長に向井鹿松君を、同委員に柿沼谷蔵君、島岡君、藤田国之助君及び南正樹君を任命したことにつき承認することを議決した旨参議院に通知した。

一、昨二日本院は中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことにつき承認することを議決した旨参議院に通知した。

一、昨二日本院は文化財保護委員会委員に高橋誠一郎君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る一日議長において承認した大山正外四名を昨二日府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二日召集に應じた議員は次の通りである。

福島第三区選出	松井 政吉君
東京都第六区選出	島村 一郎君
新潟第四区選出	猪俣 浩三君
石川第一区選出	坂田 英一君
三重第一区選出	山手 満男君

大阪府第三区選出 淺香 忠雄君
岡山第二区選出 星島 二郎君
香川県第二区選出 加藤常太郎君

一、昨二日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

内閣委員会

理事 八木 一郎君(理事八木一郎君去る八月六日委員辞任につきその補欠)

理事 細道 兼光君(理事上林與市郎君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 山本 正一君(理事田中彰治君去る十月二十八日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 淺香 忠雄君(理事宇都宮徳馬君昨二日理事辞任につきその補欠)

理事 内藤 友明君(理事本名武君昨二日理事辞任につきその補欠)

理事 佐藤觀次郎君(理事久保田鶴松君昨二日理事辞任につきその補欠)

文部委員会
理事 辻原 弘市君(理事辻原弘市君去る十月二十七日委員辞任につきその補欠)

電気通信委員会
理事 原 茂君(理事原茂君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)

決算委員会
理事 柴田 義男君(理事山田長司君昨二日理事辞任につきその補欠)

一、昨二議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

生田 安一君 吉田 重延君

法務委員

佐々木盛雄君 木原津與志君

文部委員

山中 貞則君 伊藤 好道君

厚生委員

助川 良平君 松野 頼三君

農林委員

佐々木盛雄君 松野 頼三君

松山 義雄君 吉川 久衛君

山本 幸一君 大橋 忠一君

生田 安一君 助川 良平君

水産委員

川村善八郎君 中村 英男君

経済安定委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

一、昨二議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

佐々木盛雄君 山中 貞則君

生田 安一君 山本 幸一君

法務委員

文部委員

吉田 重延君 辻原 弘市君

厚生委員
松野 頼三君 助川 良平君

農林委員
生田 安一君 助川 良平君

川村善八郎君 楠美 省吾君

木原津與志君 中村 英男君

佐々木盛雄君 松野 頼三君

水産委員

松山 義雄君 大橋 忠一君

経済安定委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

一、昨二行政監察特別委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 長谷川 峻君(理事福田一君昨二日理事辞任につきその補欠)

理事 山口六郎次君(理事渡邊良夫君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)

一、昨二議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員

大久保武雄君

一、昨二議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員

木村 俊夫君

一、昨二議員から提出した議案は次の通りである。

日韓問題解決促進に関する決議案(佐藤榮作君外六十二名提出)

一、昨二日内閣から提出した議案は次の通りである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(印刷事業に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(専売公社に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(造幣事業に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有林野事業に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売事業に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有鉄道に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政事業に関する件)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(電信電話公社に関する件)

一、昨二日委員会に付託された議案は次の通りである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(印刷事業に関する件)(内閣提出、議決第一号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(専売公社に関する件)(内閣提出、議決第二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(専売公社に関する件)(内閣提出、議決第二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(造幣事業に関する件)(内閣提出、議決第三号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有林野事業に関する件)(内閣提出、議決第四号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売事業に関する件)(内閣提出、議決第五号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有鉄道に関する件)(内閣提出、議決第六号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政事業に関する件)(内閣提出、議決第七号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(電信電話公社に関する件)(内閣提出、議決第八号)

以上八件 労働委員会 付託

一、昨二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日韓問題解決促進に関する決議案

佐藤榮作君外六十二名

一、昨二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案

一、今三日委員長から提出した議案は次の通りである。

昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法案(水害地緊急対策特別委員長提出)

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律案(水害地緊急対策特別委員長提出)

一、今三日議員から提出した動議は次の通りである。

昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)の編成を求めめるの動議(八百板正君外十四名提出)

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、保安隊及び警備隊に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善に資するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明並びに意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十八年十一月二日

内閣委員長 稻村 順三

衆議院議長 堤康次郎殿

一、昨二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

水道用石綿セメント管に関する質問主意書(庄司一郎君提出)

